

第九十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 六 号

昭和五十八年三月二十四日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 稲村 利幸君

理事 今井 勇君

理事 丹羽 雄哉君

理事 金子 みつ君

理事 平石磨作太郎君

理事 逢沢 英雄君

理事 小沢 辰男君

理事 北口 博君

理事 齊藤滋与史君

理事 田邊 國男君

理事 津島 雄二君

理事 友納 武人君

理事 長野 祐也君

理事 船田 元君

理事 山下 徳夫君

理事 串原 義直君

理事 城地 豊司君

理事 永井 孝信君

理事 大橋 敏雄君

理事 浦井 洋君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

厚生 大臣 林 義郎君

出席政府委員

厚生省公衆衛生局長 三浦 大助君

厚生省公衆衛生局長 吉原 健二君

厚生省保健部長 大谷 藤郎君

厚生省保健部長 山口新一郎君

厚生省年金局長 山本 純男君

厚生省援護局長 山本 純男君

委員外の出席者

議員 森井 忠良君

議員 平石磨作太郎君

議員 塩田 晋君

議員 浦井 洋君

議員 菅 直人君

議員 寛 康生君

議員 細川 清君

議員 小倉 和夫君

議員 小村 武君

議員 歌田 長一君

議員 石黒 善一君

議員 伊藤宗一郎君

議員 木野 晴夫君

議員 森田 一君

議員 北口 博君

議員 小渡 三郎君

議員 白井日出男君

議員 佐藤 誼君

議員 串原 義直君

議員 木間 章君

議員 城地 豊司君

議員 田川 誠一君

議員 菅 直人君

議員 永井 孝信君

議員 川本 敏美君

議員 枝村 要作君

議員 池端 清一君

議員 山下 徳夫君

議員 中尾 栄一君

議員 谷垣 專一君

議員 小渡 三郎君

議員 白井日出男君

議員 北口 博君

議員 谷 洋一君

議員 伊藤宗一郎君

議員 森井 忠良君

森田 一君 木野 晴夫君
木間 章君 川本 敏美君
串原 義直君 枝村 要作君
佐藤 誼君 池端 清一君
城地 豊司君 永井 孝信君
田川 誠一君 菅 直人君

三月二十四日
母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外五名提出、第九十四回国会衆議院第三四号)
労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、第九十六回国会衆議院第二五号)
は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

原子爆弾被害者等援護法案(森井忠良君外六名提出、衆議院第四号)

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外五名提出、第九十四回国会衆議院第三四号)の撤回許可に関する件

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、第九十六回国会衆議院第二五号)の撤回許可に関する件

厚生関係の基本施策に関する件

○稲村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。森井忠良君。

○森井委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法というのは、局長さん、これは国家補償法ですか、社会保障法ですか。

○山本(純)政府委員 私どもといたしましては、これは戦争犠牲者に対する国家の責任を補償する制度であるというふうに理解しております。

○森井委員 確かにそのとおりですね。そうしますと、去年一年間に物価は三%弱上がっているのです。なぜ諸給付を引き上げないのですか。

○山本(純)政府委員 私どもといたしましては、そういう補償の実質的低下ということは極力避けたいということで昨年来いろいろ検討してまいりましたわけでございますが、経済その他諸情勢が大変厳しい状況、それから人事院勧告その他そういうものが見送られた状況、そういう状況の中で今回は引き上げをしないということを決めた状況でございます。

○森井委員 国家補償法は、先ほど局長から答弁があったわけですが、要するに国の行為によって国民に損害を与えたわけですね。したがって、その償いで戦傷病者戦没者遺族等援護法というのはできたのでしょ。そうしますと、国の都合で相手に損害を補てんするとかしないとかというのはおかしいじゃないですか。やはり少なくとも物価が上がっただけは、この法律に年金給付、特別給付金等もありますけれども、いずれにしても少なくとも物価にスライドさすべきだと思っております。もう一度しかとお答えをいただきたいと思っております。

○山本(純)政府委員 仰せのとおり、そういう物価その他上がる中で給付額を据え置くということとは決して望ましいことではないと考えておりますが、いろいろ検討いたしましたわけでございますが、一方では、この制度の給付の水準と申しますもの

は公務員の給与というものを一つの基準にいたしておりました、恩給制度における給付水準というものと並び、従来から水準が設定されてまいったという状況でございます。そういう中で、給与水準が据え置かれたという状況が一つございまして、その他また、財政状況全般を見た総合的な見地から今回はこれを見送らざるを得なかったというところでございます。

○森井委員 あなたに聞いてもこれはかなり無理もあるものでこれ以上言いませんけれども、まず冒頭に明確にしておきたいと思ったから言ったわけです。

けしからぬですよ。もちろん人勅の凍結も一番けしからぬですけども、しかし仮に人勅の凍結があつたにしても、いま申し上げましたような国の戦争責任による犠牲者に対して、国の都合で補償を怠るというようなことは私は断じて許せません。大臣もいま聞いておられたと思うのですが、私もこの社労委員会へ参りました十年になるわけですけども、初めてですね、たとえば年金等のベース改定がなかったというのは、いままでは五%以下でもやってまいりました。今度はそれがない。それから原爆の諸手当の引き上げがありません。それから、原爆関係の法案も出されていません。わずかに特別給付金等の延長の問題があるものですが、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正案だけをお出しになった。これはまことに言いにくいのですけれども、総理大臣で言いますと中曽根さんが初めてです。去年は一月おくれでスライドでしたけれども、しかしそれでも法案が出ていました。おとしも先おとしも毎年出てきたものが、総理で言えば中曽根さんが初めて、厚生大臣で言えば林義郎先生が初めてなんです。いかがですか。これはやはりこの委員会でも明確にひとつ大臣の忌憚のない、飾り気のない御感想をまず述べておいていただきたいと思うのです。

○林國務大臣 森井議員の御質問にお答えを申し上げます。森井先生は長く社会労働委員会でベテランとして

御活躍をございまして、敬意を表する次第でございますが、先生御指摘のように長年おられて今回初めて、こういうお話しをございしました。先ほどのお言葉にありましたように、最もけしからぬのは人勅凍結であるとお話しがございましたが、その最もけしからぬことをやらなければならぬ、その最もけしからぬことをやらない状態にあるわけでございますから、そのほかの恩給の関係も停止をする、年金の関係も停止をする、一連のものにつきまして停止をするという、これは全く異例の措置だろうと思うのです。私はこういうことは長くなつてはならないと思います。長くなつてはならないし、またノーマルな形ではないとは思いますが、まさに異常特例の措置をとって人事院勧告なんというのは当然尊重してやらなければならぬ話のところをやったわけですから、それは非常に残念なことでありまして、それをやったのがこういういろいろな形で残念なことが及んでいくのだらうと私は思います。だから、この際人事院勧告を停止してこちらの方をやるということもまた非常におしかりを受けることになるのだらうと思うわけでございまして、やはり乏しきを憂えず等しからざるを憂えるという精神でがまんをしていただくということでございまして、私は事柄自体としては非常に残念なことだと思ふのですが、やむを得ない措置であるし、いまのような形でお願いをしているということでございます。

○森井委員 人勅凍結というのは現役の皆さんの問題ですね。年金の凍結というのは私どもの先輩に係る問題なんです。極端に言えば、若い者としてお年寄りに済まないという気持ちがあるわけなんです。だから、もっと私の気持ちを率直に言えば、現役の皆さんはこれからいろいろ政府とけんかをするといたしましても、お年寄りに迷惑をかけてはならぬというのが先に立つと私は思うのです。これはどうですか。ことしはもうすでに法案が出されておられませんけれども、来年はお出しになりますか。

○林國務大臣 私がいまの段階で来年どうしますかということとは申し上げる状況にはございせんが、先ほど申しましたように、今回は異例な措置でございますから異例な措置ができるが、異例な状態というものはできるだけ早く解消するように努めなければならぬ。これは一般経済状態なり財政状態をそういうふうな形に早く改めていくことが私は政治の基本だろうと思ひますし、森井先生十三年やっているとおっしゃつておつたように、やはりこれは上げていくようなことをいままでも毎年やっておつたわけですから、私はむしろその方がノーマルな形だと思ひます。できるだけ早くノーマルな形へ持つていくように私も努力をいたしたいと思ひますし、そして政府全体、経済政策全体として考えていくべき問題ではないだろうか、こういうふうに思つておるところでございます。

○森井委員 来年を楽しみにしております。次に、これも私は毎年取り上げておるわけでありまして、国籍要件の問題です。

難民条約の批准に伴う関係国内法の整備がございまして、いま残つておりますのは恩給とこの援護法だけなんです。大臣とこういうふうな一問一答するのは初めてです。大臣とこういうふうにおくわけでございますが、言わずもがなでございますが、朝鮮人の方々は御存じのとおり強制的に日本人にされたのです。そして、徴用工に出されたりあるいは戦地へ送られたりいろいろなことをされたわけでありまして、日本人としてまことに相済みないと思つておりますけれども、当時日本人だった、そしてサンフランシスコ平和条約でこれも本人の意思と関係なしに国籍を離脱させられた。ところが、援護法の要件は、事故が起きたときに日本人であること、給付のときに日本人でなければならぬ、申請のときに日本人でなければならぬという二重に要件があるわけですね。だから、最初の事故が起きたときは日本人です。それからこれは全く問題がない。ところがその後、いま申し上げましたように、さあこれから申請をしよ

うという段階になりますと、日本人ではありませんから、したがってあなたは大めだ、こうなるわけです。これは援護局長どうですか。毎年取り上げておるわけでありまして、あなたの方、余りいいかげんにしてはいませんか。この一年間事務当局としてどういうふうな御検討をなさいたか。御存じのように、国籍要件というのは外すべきだ。

大臣、お聞きをいただきたいのですけれども、先ほど申し上げました難民条約の批准に伴う関係国内法の整備で国民年金等も加入ができるようになったのです。いま申し上げましたように、残ったのは恩給とこの援護法なんです。援護局長いかがでしょう。

○山本(純)政府委員 大変むずかしい問題でございまして、私もそういう点についてこれまでの御議論をございしましたことは十分承知をいたしておるわけでございますが、何分にも戦後三十数年にわたつて維持してまいりましたたてまえ、恩給法と対をなしてやつてまいりました状況でございまして、これを改めることは大変むずかしい問題であるというふうに考えております。

○森井委員 去年はこの問題の議論をいたしましたのは四月一日です。四月一日にやつておるのですが、そこで森下厚生大臣が、確かに前置きとしては「非常にむずかしい問題でございまして、全力を挙げてやつていきたい」、来年までに「検討いたすことを申し上げます」。こうなつておるわけですが、しかも、これは前文が幾つかあるのです。私がお訴えをいたしましたところ、とにかく森下さんは元軍人ということもあって、これは痛いほどわかるという答弁から始まつておるわけでありまして「これだけ日本が世界的にも経済大国と言われるほどの国になったわけでございますから」という点も強調しておられたりして、「厚生省としては前向きで検討しなければいけない問題である」。こういう結びでございまして、大臣がこの一年間一生懸命努力してがんばると言つたのに、いまの答弁では納得できないと思ふのです。それはた

また森下大臣が検討と言われたわけですが、私も、検討いたします、検討いたしますというの、その前も何回もあるのです。大臣のときもありませんし、政務次官のときもありませんし、あなた方、本気で聞いていないじゃありませんか。これは矛盾があるのですよ。

たとえば大ざっぱに言いますと、戦争中のことを言いますと、陸軍なら陸軍、海軍なら海軍で、国内で雇傭人等をやっておられた方には共済組合がありましたね。いまだ言う旧令共済です。国家公務員連合会でも引き継いでおるわけですね。この人たちは、朝鮮人であろうと台湾人であろうと、中国人であろうと、これは全部国籍要件はないのです。旧令共済ではないのです。これは主として内地勤務の人です。外地に出た人は、これは戦地ですから共済組合に掛けることができない。こういった人たちは戦傷病者戦没者遺族等援護法で救済をされているのです。軍人以外は、軍人は恩給法ですから。そうなりますと、同じように軍隊に因りながら、内地勤務の人は旧令共済でいままもって国籍要件はないのです。何で戦地に行つてむしろ危険な目に遭つた人が国籍要件があつてもらえないのですか。こういった矛盾はしばしば指摘をしておる。ことし初めてじゃないわけです。あなた方は本気で取り組もうとしない。それはかつては経過からいけば国民年金だつて日本国内でずいぶん問題になりました。国民年金に何とか加入させろというので、初めはだめだとあなた方は言った。しかし、たまたま難民条約の批准という問題もありましたし、かねてからの要望も強かったので、この分については皆さんはようやく国民年金に加入する道を開かれました。今度は援護法の番じゃないですか。どういう検討をするのですか。もう一回答弁してください。

○山本純政府委員 従来からそういう御議論を私も十分承知しております。先生、仰せにまことに耳を傾けなければいかぬ面があることは重々承知いたしておるのですが、やは

り一般の社会保障制度とは立場が違ひまして、事の起りが雇用されていた方々に対する国の補償責任であるという見地から設けられたものでありまして、そういうところに恩給制度と並んで外国人適用の非常にむずかしい点があるというふうには私に考えております。

また、御指摘の旧令共済組合の問題は、一般の公務員の共済組合も同様でございますけれども、これは掛金を加入者から取る社会保障の制度でございます。その中であわせてそういう補償の給付も行つておるという制度でございますので、その辺は分離が困難なために当然にございます。外国人が適用されている状況であると理解しているのです。それは、必ずしも私どもの制度が本来外国人を一〇〇％入れることが不可能な制度であるかということはいえないという点は先生もよく御承知のとおりでございます。私どももその点は理解しております。あつたが、やはりこの制度が始まりました当時、あつたが戦後の状況の中で、また財政も大変厳しい中で始まった制度でございます。これは日本国籍の者に限るという制度で始められたもので、それはあわせて、その前身であるモデルといつた軍人に対する恩給制度、そのもとであります恩給制度全般というのが、国籍を要件にしておつたという歴史的な沿革というもので制度が始まったと理解しております。

今日それを見直すかどうかにつきましては、前大臣の御答弁もございまして、私どもとして何もそれを無視するとかいうつもりは毛頭ございせんけれども、何分にも現在のような状況のもとで、これは国際的にも幾つもの国にまたがる大変大きな問題でございますので、にわかに結論が得られなかつたという点は御了承いただきたいと思つたのでございます。ただ、いづれにいたしましても、これは将来に向かつてかなり規模の大きい大変むずかしい問題であるという事実は、私どもも認識しなければいかぬと思つております。

○森井委員 もう一度この一年間待ってあげま

す。これは毎年毎年待つわけですが、いまの局長の答弁では私は納得できませんので、どういふところに本当にむずかしさがあるのか。本気であなた方は取り組もうとしない。しかし日本は、先ほど私が強調しましたように、これは日韓併合条約から始まるわけですが、無理やりに日本人にさせられて、そして兵隊にとられたりあるいは徴用工にされたわけでしょう。完全にこれは日本の国が朝鮮人の方々に損害を与えた。外務省はもう日韓条約で対日請求権がなくなったと言いますけれども、国内にもたくさんいらつしやるのです。とにかく国籍要件というのはどう考えてももう取り払わなければならぬ時期が来ている。再度十分御検討いただけますか。これは大臣からひとつ。

○林国務大臣 国籍要件を云々するということは、こうした問題で私はきわめて疑問に思つておるのです。やはり国家補償ですから、また先生御指摘のように、かつてわが国籍を持っておつた人々が別の国籍を持つ、こういうことになつておるわけですから、やはり補償ということからいふならばその事態があつたときの問題を議論すべきであつて、その後の国籍を云々するということは論理的にはちよつとおかしいのではないかと、感じがするのです。感じはいたしますが、先ほど来申し上げていますように恩給法との関係があります。そちらの方をどうするかという問題が二つに分かれておる、こういうふうな事情もございまして、その辺の問題をいろいろ考えていかなければならないことが一つだろふと思つております。

それからもう一つは、どういふことでこれをいふから解決するか。確かに、私も先生も中国地方におりまして、私の目で見て劣悪な条件の中で炭鉱夫として働いたり、徴用されてやつてきた人の方のことを考えると本心に心情的には何かしなればならないという気持ちはあるのですが、さあ果たして、いろいろな法律体系のもとでいまこ

ういうふうに行つておることをどういふふうな形で持つていって変えたいのかというの、私は、私もちよつといまめどがあるわけでもありませんし、腹案もないわけですが、長年の懸案でもございまして、先生も毎回言つておられる、こういう話でございまして、引き続きこれを検討させていただく方法はないのか。財政状態ももちろん私は正直申しましてあるだらうと思つた。それから、三十年前年の話をいろいろな形で調査がどの程度まで行き届くか、こういうことも実質的にはあるだらうと思つた。しかし基本としては、援護法、恩給法を通じての基本問題でありますから、やはり基本問題として考えていく話の問題ではないかという感じを私は持つておるところでございます。

○森井委員 この問題はもう一回だけで終わりますけれども、大臣、具体例になりますとこれはもう政治家としては泣かされるのです。去年も指摘をしたのですが、私の手元に公文書の写しがつたのです。

これは「昭和二十二年八月十二日、安佐郡龜山村長」これは広島県ですけれども、村長名で「張龍文殿」。昭和二十二年ですから戦後間もなくですね。「戦没者の件通報」、要するに戦死公報です。「貴殿兄用領昭和二十年六月三十日ルソソ島方面に於て戦死せられた旨公報に接しましたので御通知申し上げると共に茲に謹みて深甚の弔意を表します」ということ。それから「張龍文殿」で「英霊伝達式執行ノ件」ということ。そして、お寺で英霊の伝達式を、慰霊式も兼ねたのでしょう、やつておられる。二十二年なんです。援護法ができたのはその後ですから。

ですから、いま問題にしておりますのは、具体的にそういうふうな戦死公報に接して、日本人として役場からそういう肉身の方に通知を出したということ、これは幾つもあるわけですね。だから問題は、サンフランシスコ条約であつたうに国籍を本人の意思に關係なく離されたという

ところに変なところがあるわけでして、こういう関係者の方は、先ほど申し上げましたように依然として日本に住んでいるわけです。それは外国におられる方もあるかもしれませんが、それはいらっしやると思いますが、せめて日本に住んでいる人ぐらひは対象にしなければ人道上也許されないのではなからうかというので、私は御指摘を申し上げました。一つの事例だけですけれども、そういう点を十分御勘案をいただいて、先ほど言いましたように、徐々にではありますけれども、国籍要件というものは減らす方向に日本の法制も向いていくという点にも御着目をお願いいたします。再度、大臣に御検討いただけるかどうか、お答えをいただきます。

○林國務大臣 いま先生御指摘のような話ですが、私のところにもあるのです。私の地元はわりと韓国籍の方が多いわけですから、いろいろな事例も私も知っておりますし、一つ一つやればお気の毒だというような問題は、私も話を聞いたり陳情を受けたりしたこともございます。

ただ、法律でやるということになりますと、やはり一律、画一的な話をするわけにはならないと思うのです。そこがやはり非常にむずかしいところじゃないか、こう思うのです。マン・ツー・マンというかパーソン・ツー・パーソンで話を聞くと、恐らく政治家として本心に、こんな何でやれない、どうするつもりだという話もあります。私だってそういう話を大分受けたことがありますわ。だから、そういうことを法律として検討すると、どこまでやるんだとなって、さっき先生から御指摘がありましたようにせめて内地におられる者だけでもやる、それでは外地の方はどうするんだ、外地のわかつているところは——そうするとだんだん広がつてきて、全部だと、こういうふうな話になれば、どこで見つけるか、どうするかというふうな問題もあると思えますから、そういう問題を含めると、援護法と恩給法と両方の体系の中でどういうふうなことを考えていくかという問題になってくるだろうと思えますし、先ほど

も申し上げましたようにやはり基本問題だろう、こう思いますが。基本問題でありますから、そういう問題らしくやはり考えていく、検討していくことが必要ではないか、私はこういうふうに思っておりますのでございます。

○森井委員 先ほど申し上げましたとおり、この一年お待ちいたしますので、ひとつ事務的に実態的にも十分詰めておいていただきますようにお願いをしておきます。

ちょっと思い出したので御質問をするわけでございませうけれども、陸海軍雇傭人というのがありますね。陸海軍雇傭人で働いておられた期間というのは共済年金には通算ができるのですか。ところが厚生年金には通算がない。これはどうい

○山口(新)政府委員 先生御案内のように厚生年金は社会保険方式をとっているわけでございまして、その意味ではいわゆる保険料をいただいた期間が対象になるということになるわけでございまして、共済組合の場合には恩給共済を引き継ぐ制度として現在の仕組みがあるわけでございまして、そういう意味で当然に通算をされているわけでございませう。厚生年金の方は、そういう意味では、十七年六月に制度が始まりました、さらに十九年十月に事務職員と女子を入れて制度が拡大をしたというふうな経過でございまして、その間この制度に対して加入の関係がないということから、旧令の期間もそのまゝいまの厚生年金の期間になんかというところは制度上無理があるという経過をたどってきているわけでございませう。

○森井委員 あなたはそういうことをおっしゃいますけれども、戦争が終わって引き継ぐことになったのは何年ですか。たしか二十五年でしよう。これはあなたに聞くのは無理かな。共済組合の場合数年たっているのです。ですから、戦争が終わった直後は引き継ぐとも引き継がないとも決まっていなかった。年金制度は、共済年金も厚生年金も両方ともあったわけですよ。いまあなたが言われたように旧令共済ではありますけれども、こ

れは歴史が古い。それから厚生年金も昭和十七年でしたかにつけました。どっちも戦前にできた制度なんです。目的はわれわれもいろいろ伺っております。厚生年金の場合は、戦争をするのに金がないものだから、とりあえず何とか積み立てさせておけば軍事實費に使えろという政策目的もその当時あったようにすけれども、それはともかくとして、両方年金があった。そして終戦を迎えた、敗戦を迎えた。さて引き継ぐべきか引き継ぐべきでないか、少なくとも戦争が終わって数年はこれは決まっていなかった。だから、陸海軍雇傭人等という民間に勤められておられる方はしまったと言っているのです。もし自分のいままでの共済期間というものが年金に通算をしてもらえるなら、いまで言うところの官公庁に勤めた方が得だったわけですよ。明確に選択できたわけですから。海軍の雇傭人であつて、さあ終戦になった、海軍の仕事がなくなった、さてどこへ就職するか、こういうことになるでしょう。そのときに、共済年金は引き継いであげますよということをはっきりしていれば、年金を引き継いでもらえる方へ就職いたします。それはいまの国鉄でも電電公社でも官公庁でもいいわけです。そういう方々は得をしているのです。

いま言いましたように、終戦後の方針が決まらないときに、陸海軍雇傭人から民間の会社へ就職した人は一からです。それ以前の海軍なら海軍、陸軍なら陸軍に勤めた期間というのは年金の通算になっていないのです。おわかりいただいたと思うのですが、これは非常に深刻な問題です。この議論を延長いたしますと、軍歴の問題もありまして、例の恩給資格者ということでは大々的な運動が続いております。

大臣、あの運動は自民党に偏っておりまして困るのです。あれを見ますとちょっと自民党に偏り過ぎて、方針としてはいかがなものか。こういうものは国を挙げて、党派で言えばやはり超党派で議論を進めていかなければならぬ問題でして、その点問題はありますけれども、いずれにいたしま

しても、いま申し上げましたように厚生年金をなぜ引き継いでいけないのかというのは依然として残ります。なるほどそれ以前、戦前については厚生年金を掛けた人と共済年金を掛けた人は違いますが、これは明らかに差別なんです。陸海軍雇傭人から官公庁に勤めた人だけが年金をつなげる、民間へ行った人はつなげない。どうですか、これは。いますぐ答えろというのはむずかしいかもしれませんが、あれだけ広範な運動が起きているわけですよ。ぜひひとつこの問題については前向きに検討してもらいたい。あなたが言われたように技術的にむずかしさはありません、掛金を掛けたとか掛けないとか。しかしそこで言えば、それは恩給共済年金だつて御存じのように追加費用というふうな形でいろいろ国が責任をとっている場合もあるわけですよ。性質は違いますが。性質は違いますが、同じ年金を掛けた者でそれだけの差がある。もっと早くわかっていれば私も民間へ勤めるんじゃないかな、これはあるわけですから、再検討してください。

○山口(新)政府委員 先ほどの私の答えがちょっと舌足らずだったと思うのでございませうが、軍歴のある場合と、いま先生がおっしゃいました陸海軍の雇傭人として働いておられた場合とはちょっと扱いが違つておりまして、大分以前にはやはり同じような意味の御指摘がございまして、本来旧令共済がなければ厚生年金に当然適用になるはずであつたにもかかわらず、共済組合があつたために厚生年金には入らない状態で戦争中過ぎていったという方々もいらしたわけでありませう。そういう方々に対しては、四十一年の改正で、共済組合の方で通算対象期間にも取り上げておりませうので、特例といたしまして厚生年金と旧令共済の期間を合せて二十年以上ある場合には特例老齢年金を出すという措置をすでにとっているわけでございまして、その意味では一つの対策をすでに講じておるといふことが言えると思ひます。

○森井委員 いまある制度のことについては私は

ただ、先ほど申し上げましたように、現在の共済組合法は恩給から旧共済組合法全部を引き継いだ仕組みでございまして、そういう歴史を持つ制度の扱いと、被用者グループが出しました拠出金を主たる財源としている厚生年金とでございまして、そういう意味で完全に同じにすることが果たして可能かどうかという問題があるかと思ひます。せっかくのお話でございまして、来年も厚生年金の大改正を予定しておりますので、その過程の中でまた審議会の先生方にも問題を御披露

そういうときに、どうも船が沈没したらしいということになりまして調査をいたしました。特に一生懸命調査をなさいましたのは、その当時三菱の徴用工の指導員をしておられた、ペンネームで深川宗俊さんという方でございます。この人は、徴用工をずっと使っていたわけですから、指導員という名前はいいですけれども、要するにかなりしりをひっぱたいで働かしたのだろうと思ひます。やはり自責の念に駆られまして、何とかしてそういうった消息不明の方を——それは広島をちょうど昭和二十年の九月十五日に出発をしております、その直後二つの大きな台風があったわけで

がそのまま残っておる。ろくに慰霊の行為もしない。わずかに現地地有志の方が、これじやいけな
いというので、昭和四十年代に入ってもうかなり
たつてからであります。慰霊碑等の建立をされ
て今日に至っておるわけでございます。

慰霊碑の中には、朝鮮の地名というほどではあ
りませんけれども、墓碑に全羅南道、全羅北道あ
るいは慶尚南道、京畿道といったところの出身者
だということも明記されております。ついでに申
し上げたわけでありますが、そういった韓国人
の方々だということなので、現地の人が遺体はち
やんと韓国の方へ向けて弔ったという経過がござ

経過はそういうことでございますが、先ほど申し上げましたとおり昨年の通常国会で請願は採択をされております。当然厚生省も外務省もこの一年間いろいろ御努力なされたことと思うわけでございますけれども、どういふふうにおやりになったのか、まずその辺から明らかにしていただきたいと思ひます。

○山本(純)政府委員　この問題につきましては、役所といたしましては私どものほか外務省、労働省も関係がございましたので、そういうところの担当部局との間では何回か協議を行つてまいりました。基本的には、私どもといたしましても、行

政上の責任その他の問題という議論になりますと、先生御指摘のとおり技術的にむずかしい微妙な点がございまして、そういうかたい話というよりも、むしろそこに微用工という身分の方の遺骨が埋葬されている可能性が非常に強いという点にかんがみまして、人道的な見地というものを中心にいたしまして対応を検討いたしてきただけでございます。

その結果、本年度は時間の余裕がございませんでしたけれども、明年度四月に入りましたら、ひとつ五十八年度の事業といたしまして、外務省とも十分協議をしながら、とりあえず現地の調査に着手してみたい。先生御指摘のとおり、すでに約十年前に一度文書による照会をいたしておるわけでございますが、それ以上のことがわかるかどうかということと、実際やってみないと判明いたしませんけれども、今回はひとつ中央から直接人を派遣いたしまして調査をするというところで検討する。その結果を踏まえて、また韓国政府からも何らかの意思表示がある可能性があるということも聞いておりますので、そういう状況を踏まえてまた検討を深めていきたいと思っております。

○小倉説明員 大体たいま厚生省の援護局長からお答え申し上げたとおりでございますが、私どももいたしまして、何遍か厚生省の方々と御相談いたしまして、この問題についていろいろ考えなければいけない——三十年前のことである、また御遺骨の絡んだ、いろいろな方のお気持ちの絡んだ非常に複雑な問題である、そういう点も踏まえながら考えなければいけないということ、厚生省の方と御相談してまいりましたが、昨年は先生御承知のとおり、実は教科書問題というのが日韓間で非常に大きな問題になった経緯がございます。そういったこともございまして、非常に歴史的な経緯を含むこの問題につきまして、韓国政府と正式に話し合いに入るといふ状況にはなかったことは実は御承知のとおりでございます。

しかし、ただいま厚生省の援護局長から申し上げますと、私どももいたしまして、中曾

根総理の訪韓以後でございました一定の日韓関係の枠内におきまして、韓国政府の意向も確かめながら、同時に、厚生省と御協力いたしましてできるだけ速やかに現地の調査というのを進めてまいりたい、こういうふうな思っております。

○森井委員 そこで、現地調査をなさる場合に、吉岐、対馬の現地と、これをお願いをしておきませんが、先ほど申し上げました深川宗俊さんを初め、遺骨が放置できないというのでやむにやまれず現地調査をするのと同時に、八十数体の遺体については、当時の町役場並びに日本におきまます韓国人の団体の皆さんの御協力を得て、特に埋葬許可が要りますから、町役場の埋葬許可ももらいまして、みずから発掘をして、そして遺骨にして現在広島県に持ち帰っておるわけでございます。お寺へ安置がしてあるわけでございます。これは考えられますと、民間の団体として、いま申し上げました関係者ですからやむにやまれずやったことはいえ、人道的な見地からの努力だとは思いますが、けれども、大変な御苦労があったと思うわけでございます。そして、いま申し上げましたとおり、遺骨のことでございますから、丁重に広島県内のお寺に安置がしてございます。これは関係遺族の了承も得た上で運んできたという経過もございまして、その点についてもひとつ着目をお願いしておきたいと思っております。

○山本(純)政府委員 その点十分承知をいたしております。ただ、これを別々の問題として取り扱うということはまだ適当でない面もございまして、ひとつ一休の問題として検討してまいりたいと考えております。

○森井委員 それで結構です。そこで問題は、遺骨は発掘をしたけれども、やはり韓国側で丁重に受け取ってもらわなければならぬという問題が起きてまいります。もう事情は昨年も申し上げたわけでございますが、大ざっぱに申し上げまして韓国で三つの団体がございまして、一つは社団法人韓国原爆被害者協会というところでございます。その下部機関として遺族会、

これは三菱遺族会でございますけれども、いま五十数家族しか実は見つかっておりません。しかし、それで遺族会を結成しております。それから、幸いにして生存者の方も、三菱で働いておられた方でその一番最後の便よりも先に帰った人はほとんど無事に帰帰しておられるわけですが、生存者の方がおられるわけでございます。生存者同志会というのもございます。もう厚生省も御存じのとおりでありますけれども、ですから、一番韓国政府で公的に近い団体というのは韓国原爆被害者協会でございます。そういった人たちが中心になりまして、すでに水原市というところで、市の許可をいただきまして慰霊碑が、お骨が帰ってこればここに埋葬するということがすでに議論をされております。もちろん市当局の了承を得ておるわけでございますので、受け入れ体制も非常によくはなっております。それに加えてことしの一月末、先ほど申し上げました深川さんという方が訪韓をされまして、関係者の皆さんの意向もいろいろ聞かれたわけでございます。そのときに、日本厚生省に当たるのでしようか、韓国の社会保健部というところを表敬訪問をしておられます。表敬というよりも陳情もあつたと思うわけでございますが、そこで李晟雨という医政局長さんと会われております。これが一月三十一日でありまして、医政局長にお会いになりました。この遺骨の送還の問題について話し合いをされました。非常に前向きな回答があったようでございます。幾つかあるわけでございますが、その一つは、早急に外務省を通じて日本政府に遺骨送還を要請する、これが一つ。二つ目は、日本政府から遺骨送還があればそれを受け取ります。それから三つ目は、この問題の経費を来年度から予算化することを検討いたします。さきの二つは明確であります。さすがに予算のことでありまして、この問題の経費を来年度から予算化することを検討しますと

なっております。そのときに例が出たようでありまして、昨年の秋に、これは厚生省がやっと思っておりますが、B、C級戦犯の方々の七人の遺

体を韓国へ届けております。聞きますと、韓国はその場合に予算として一体について三十万ウォン、日本円にして十万円くらいに相当するようでありまして、何にお使いになったか、弔慰金なのかよくわかりませんが、そういうような措置をおとりになった。それがいま申し上げました医政局長の頭の中にあつたようであります。そういうことで、長官も五月にはお見えになるということをお聞きしておるわけでございますけれども、かなり機が熟してきておると思っております。だからこれは、わが方はあくまでも人道的な立場で、まだいまもって朝鮮人の方々の遺骨が引き取り手のないまま吉岐、対馬の島々に眠っておるということとは人道に許せない、そういうことで昨年も請願採択になったと私は思うのですけれども、いづれにいたしましても放置できない問題であります。が、ここまで機が熟してまいりました。したがって、これは先ほどちょっと援護局長さんから話していただきましたけれども、外務省でしたかどちからかだつたと思っておりますが、韓国から外交ルートではありますけれども努力によつて、外交ルートに上げていただけるというところまで向こうでもう煮詰まっております。外務省、もうそういう外交ルートに乗った話があるのかどうか。これは、もとはかつて後宮さんが大使だったところからの話でありまして、そのころ非公式には打診といひますか打ち合わせ等もあつたわけでございます。したがって今回、いま申し上げました医政局長さんと会つたのが一月三十一日ということでありまして、少し日数がたつていますが、何らかの外交ルートを通じての接触があつたのかなか

つたのか、もしないとしたら、いま申し上げましたように、基本的にはどちらからでもいいと思うのですが、もうすでに遺骨が日本にあるということだけは明確になっているわけですから、なければこちらからでも問い合わせをするくらいは御努力がいただけないものだろうかと思つて、い

○山本(純)政府委員 私どもから積極的に働きかけるという問題につきましては、その問題の遺骨のすべてがそういう徴用工徴用解除に伴う引き揚げ業務の一環としてかわりのある方々であるというところはつきりしておれば、当然そういう方がわけなでございしますが、何分にも一般民間の方々との間に区分が大変つきにくい状況であるだけに、私どもから積極的に働きかけることには若干ためらいがございまして、たまたまそういう成り行きを耳にもいたしておるものですから、そういうことならちやうどそれを一つのきつかけに検討を深めていきたい、こう考えておるわけでございます。

○小倉説明員 外務省といたしましても、先生のおっしゃいました御趣旨、特にこの問題が人道問題であるということから発します御趣旨は非常によくわかる気がいたしまして、できるだけ形式にとらわれないやり方をしたいと思っております。ただ、国と国との問題ということになりますと、やはり事実関係を私どもとしてももう少し明確にしておきたいという気がいたしますのと、もう一つは、これは韓国人の方々のいろいろな複雑なお気持ちもあるかと思ひますので、韓国政府に内々に、どういふような処理の仕方が一番韓国の国民感情を逆なでしないような形でできるかというところで御相談なくちやならない面もあるかと思ひますので、私どもといたしましては、現地調査をやるというしますれば、それと並行した形で韓国側との話し合いをどうするかもあわせて検討していきたいと考えております。

○森井委員 この問題については、厚生省と外務省両省がよく連絡をとって、現地調査も含めまして調査をしていただく、このことをお願いしておきたいと思うのです。いかがですか。

○山本(純)政府委員 御趣旨のとおり、十分連絡をとって適切に対処してまいります。

○森井委員 そこで、問題なのは三菱の問題でございます。

先ほど言いましたように、三菱は三千人ぐらい

の徴用工を雇っておられまして、終戦になりましたから、したがって徴用工の未払い賃金を持っておるわけですから、その未払い賃金が昭和二十三年九月七日、千九百五十一人分、合計金額にいたしますと十七万八千四百七十九円。当時の金で十七万八千四百七十九円を、いま申し上げました昭和二十三年に広島島の法務局に供託しておられるわけですから、これは約十八万円ですが、いまの金に直しますと、去年も指摘を申し上げたわけでございしますが、私の計算では三億四千万円に達する。未払い賃金でそのまゝ供託をされて今日に至っておりますから、十八万円は十八万円のままでいまきていますわけでございます。

三菱にはその問題が一つありますのと、もう一つは、先ほど言いました最後の徴用工の送還が行われたわけでありまして、その方々が現に帰っていないという問題があるわけでございします。推定としては、先ほど申し上げましたように、帰る途中で台風で遭われて亡くなったという推定でありますけれども、三菱の方かどうかというのはいまわからないわけでございします。そこではっきり言えますことは、正式な名称は別にいたしまして、先ほど申し上げました三菱遺族会というのが韓国に現在ありまして、いまもって自分の息子が帰っていない、そういうことだけははっきりしておるわけでございします。

そこで、いま申し上げました未払い賃金の問題とあわせまして、当然のことではありますが、遺族からは、終戦直後から三菱に対して、うちの息子は帰っていないがどうかという問いかけが、あつたわけでございします。ですから、三菱さんも帰っていないということについては認識をしておられるわけでありまして、帰っていないけれども、私も私の方の責任じゃないという言い方に多分なつたんだらうと思うのです。その当時は、三菱に限らず、朝鮮人の徴用工の皆さんを強制的に連行した人は、その当時の内務省、いまの厚生省、労働省といったところが朝鮮人送還に関する件という通達を出しておるわけでございします。もう去年

指摘をしましたから細かいことは省きますけれども、それは要するに、そういう徴用工の皆さんは内務省等の通達によりまして引率者をつけて釜山まで送り届ける、こうなっておるわけでございします。

この問題についても、三菱の場合は盧聖玉さんという方を引率者につけて広島島の駅を立ち、帰国の途についたわけでございします。その途中で、行方がわからなくなった、こういうケースなんですね。途中で行方がわからなくなったのですが、実際は戸畑から木船に乗って帰るところまで——いい船じゃなかったわけですが。木船に乗って帰るところまでは目撃者があるというケースでございます。ですから、先ほど援護局長の言われました行政的に全く責任がないかという、要するに仮にそれが徴用工の人でしたら、常識的に考えても、戦後公知の事実として枕崎なりあるいは阿久根なり二つの台風があつたことは明確なんだし、その当時朝鮮人の送還がずっと続いていたことも公知の事実なんです。その中で、申し上げましたように、具体的には三菱の人は大部分、一番最後の便の二百四十名余りの人はまだ帰っていないというこの事実が明らかになっておりますから、そういうことを総合しますと、いま責めているのじゃないのですよ。責めてはおけませんけれども、どうも全く責任がないということにはならないような気がいたします。これは問い詰めるにあつた方反発をしますから言いませんが、現にそういう因縁のある遺骨だということを御理解いただいております。

そこで、三菱ですけれども、一つは、先ほど言いました韓国の生存者同志会の皆さんあるいは遺族会の方々が、当然未払い賃金を払ってもらいたいという要求は三菱にされております。しかし、それに対して三菱の方は、いろいろ経過はあつたわけでありまして、いまのところまだ拒否しておられるという状況でございます。中身について私は触れるつもりはありません。だが、そういうふうな双方の間で見解の相違がありまして、

いまもって先ほど言いました約二千人分、十八万円余は広島島の法務局に供託をされたままなんです。だから、これは何とかしなければならぬというところであります。私が承知をしております範囲では、韓国の関係者の皆さんは、この際だからもう示談で話を済ませたい。それから、率直に申し上げますけれども、仮に私の論旨のとおり遺骨を送還するということになれば諸経費がかかるわけでございますし、現地に慰霊碑の一つも建てなければならぬでしょう。そういう場合に日本の国費がどこまで出せるかということになるとやはり問題があると思ひます。ですから、そういう問題があると思ひます。ですから、三つの問題とあわせて、遺骨の問題も、そういった未払い賃金の補償もあわせ解決する方法はないものだろうか。これは私だけじゃありませんで、すでに昭和五十年代に入りまして国会で何度か取り上げられておりました。これは厚生大臣がいろいろあるいは局長さんにお願ひをするのか、かりませんけれども、いままでの事実としては、外務省の当時の北東アジア課長の遠藤さん、彼が一度三菱と話し合いをされたという経過があるわけでございます。それは外国人からの要求ですから外務省も一枚かんでいただかないと無理という点もあつたんでしょうね。そういうふうなことがございしますので、できることならやはり三菱に、いま申し上げました経費の点もあわせて一括示談で解決というふうな形ができないものだろうか、私はこう思ひます。漏れ承りますと、三菱の方もかたくな態度じゃなくて、今後一切の請求権その他がないということになれば解決をしたいというお気持ちもあるというふうな私決をしたいと思います。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、外務省は具体的な経過がございしますし、いざ遺骨送還ということになりますと調査費はとりあえず新年度で厚生省がお出しになるわけでございします。申し上げましたように一括解決ができれば一番いい。第一には遺骨送還そのものの誤解があつてはいけません。私はとりあえずおやりいた

だくのは、三菱の問題とは関係なしに、人道的な立場から遺骨送還をやってもらいたいですよ。このことは明確に申し上げておきます。だから三菱にかかわっているいろいろな問題がこじれて後回しということではこれは困るわけですから、遺骨送還はあくまでも人道的な立場、それが諸願の趣旨でもあったわけですから誤解のないようにお願いしたいのですが、いま申し上げましたように一括解決を考えるのなら、やはり現在の三菱さんにもお出ましをいただいた方がいいのではないかと感じますものだから、その点について御配慮をお願いしておきたいと思うのです、いかがでしょうか。

○山本(純)政府委員 やはり本質的には大変むずかしい問題であると同時に、またある意味では国民感情、あるいは国際問題ともかわる大きな問題でございまして、私どもとしても表向き介入するということは避けるべきだと考えておりますけれども、先生御指摘のとおりある意味では関連のある問題でございまして、私どものなすべきことは当然適切に進めてまいりますし、その際あわせてそういう関連した問題が円満に決着を見ることができるようになれば大変喜ばしいことだと考えております。

また、外務省とも十分連携をとりながらできるだけ努力はいたしてまいりたいというふうに考えております。

○森井委員 法務省、供託書類の閲覧の申請が関係者からあったのではないかとと思うのですが、これはどうなっておりますか。

○寛政委員 この供託は広島法務局になされておる供託でございまして、その供託書類の閲覧申請が昨年の七月十五日、被供託者の代理人であるとする人から申請がございました。供託官の方でその申請に必要な書類が備わっているかどうかについて審査しましたところ、申請書類上の不備があるということが判明いたしましたので、そのことを代理人の方に指摘しましたところ、それではそれを補充してくるからということで申請書類一切

をお持ち帰りになった、こういう経過であると承知しております。

○森井委員 どういう点が問題になりましたか。

○寛政委員 これは実は、前回先生の方から御質問があったときには、供託の書類の閲覧一般のことについて申し上げたのでございまして、その後この具体的な案件についてさらに検討いたしましたところ、幾つか問題になる点があったわけでございます。その第一の点が、いまの申請のときに問題になったところでございますが、申請人の人が本当に被供託者であるのかどうかということの同一性の確認の問題ということが、非常にむずかしい問題があるということが第一でございます。

さらにこの供託に關しましては、供託物である金銭の払い渡しの請求権の時効の問題、このことは先ほど先生がちょっと申されました請求権の放棄の問題とも関連するわけでありまして、そういうことの問題点あるいはまた、この閲覧申請というものは当該申請人にかかわる部分のみについて閲覧に供する、これが原則でございまして、この供託書の中の申請人にかかわる部分をどのようにして特定をして閲覧に供するのか、こういう問題もあるわけでございます。ただ、現在のところは、いわばその最初の出発点でありますところの閲覧の申請者が被供託者であるのかどうか、こういうところについての資料を求めている、こういう状態でございます。

○森井委員 いま説明のあった中で、被供託者と閲覧申請者の同一性の資料というのはどういうものか、それが一つ。

それから、この問題で僕が助かっているのは、去年と同じメンバーなんです。外務省も小倉さん、それから法務省も寛政さん、大臣はおかわりになり、それから援護局長もかわっておられますけれども、厚生省以外のところは同じ人なんです。寛政さん、そこでこれは、去年のこの委員会でも、一括供託でありまして一括お見せざるを得ないというふうに御答弁がございました。だから余分のことを言わないでいいですから、一括供託、あと

は内部でいろいろおやりになるのでしょうかけれども、それは二人近いものをばつとこれと言われまして、紙切れを切るわけにもいかないし、当然一括供託ということでも去年私は承知しておりますので、それが後退する部分があつては困るので、余分なことは答えなくてよろしいですから、その点についても御注意を申し上げておきます。

○寛政委員 前回の答弁、若干不足するところがございます、一括供託の場合には供託書が一体となつて分離不能であるということが前提となるわけでございますが、先ほど申しましたように供託関係書類というのは一般的に公示するという性格のものでございせんので、供託者あるいは被供託者が自己にかかわる部分について閲覧ができる、こういう制度でございまして、したがって、たとえばその部分について抄本をつくる等の方法を講ずることによつて、その一括供託の中の被供託者にかかわる部分だけを特定するという方法も可能ではないかというように考えているわけでございます。

それからもう一点、同一性の問題でございまして、これはこの件だけではなしに、一般的にも供託時からその後氏名が変更するという場合があるわけでございます。そしてその氏名が変更されますと、閲覧申請のときには印鑑証明書の添付を要しますが、印鑑証明書上の名前と供託書の被供託者の名前とが一致しないということになりますので、その二つが同じものである、つながりがあるということの資料を求めるといことになるわけでございます。これは一般的にはこういう氏名の変更ということを最も確に把握するものは戸籍でございまして、これはそのことを証明し得る戸籍官吏の証明というのが最も確実な証明資料ということになると思っております。

○森井委員 私は去年は、金額は十八万だけれども、どういふ方の供託がなされているのかというのは遺族会にとつても非常に重要だからということとを前置きをした上で、だから名簿が必要なんだ

ということを前提にしてあなたに質問しているのですよ。議事録を見てください。そういう意味で一括供託でございましてということでありまして、それは当事者の要望に沿えるなと思っております。だから、もしそうでないと思えばこれは関係者としては大変なことで、第一、二人近い人の名前の中から探すことになりまして、それは非常に問題だと思しますので、去年の答弁でいって

もらいたい。

それから、印鑑証明もしくはサイン証明というのですか、日本は印鑑証明ですけども、印鑑証明のないところは、外国はサイン証明というふうなこともあるかもしれませんが、そのことはわかりません。問題は戸籍簿と照会というところがこれが困るわけですね。たとえば、いま全部韓国人の名前になっていくわけでしょう。韓国名でいう方たとえば先ほど申し上げました盧さんという方は日本名は吉川さんでした。人によつては恐らくその当時の何か書いたものが残っているかもしれない。もう何にもなくなったということもあるかもしれません。私はこれは問題だと思つて、戸籍を持っていこうと言つたところ、この戸籍を持ってくるのか。たとえばいま言いましたように吉川さんという人が韓国名で盧さんだということになって、いまお名前が盧さんというわけですから、私は盧でございまして、日本名は何のたれべえといひました、吉川なら吉川といひました、こういう場合に戸籍で証明ができますか。私なんかの同級生はたくさん朝鮮人の方がいらつしやいました、戦争中でしたからね。そういう方々も一緒に小学校を卒業しましたから卒業証書をもっています。それは当時の日本名の卒業証書でございまして。仮に、いま韓国にいらつしやる人がその卒業証書を持ってきたら、私は当時日本名でこう言いましたといひたところ、因果関係はないのです。極端に言えば、どこかで卒業証書を預かってきて私はこういう者ですというふうに仮に主張しても、現在の韓国名では証明のしようがない。もし無理をすれば、その当時の日本の戸籍が残つて

いて、日本名がこうで、そして韓国名がどうなつたかというところまで、そこまで戸籍簿に書いてあるかどうかはわかりませんが、恐らく書いてないと思う。第一、あつてもこれを閲覧に供するようにな状態じゃないと思う。そうなるべくと、いまあなたたは日本人の場合を想定してお答えになりましたけれども、もうお聞きのように、日本名と韓国名の経過は改めて申し上げませんが、ああいう事情で日本名にさせられ、そして現在また韓国名に直っているわけです。だから、盧さんなら盧さんという人がその当時吉川さんだったということの証明は、どういうふうな方法ですればいいのでしょうか。

○寛政説明員 韓国の戸籍制度の詳細を十分知らないままお答え申し上げて若干申しわけないところがございますけれども、比較的最近私も目にいたしました韓国の戸籍の謄本の中にも、ただいまの氏名の変更の事実がわかり得るような戸籍謄本というのものもあるわけがございます。したがって、現在ある韓国戸籍の中においても、そういう変更が把握し得るような戸籍が残っている場合もある、こういうことのようにござります。

しかし、御指摘のようにそういうものがない、現在の名前だけしか戸籍がないという場合もあり得るわけがございます。その場合にどのようにしてその被供託者の名前と印鑑証明書上の名前との同一性を認定するかという問題は、これは個々の申請ごとに供託官が、なるほどこれは同じ人であるというように判断をする、そのケース・バイ・ケースにかかってくるということになると思います。しかし過去においてその名前を使つたことがある。先ほど先生が御指摘になりましたような卒業証書であるとか、それは確かにどこから持ってきたかわからないのですけれども、そういうものを保持しているということはその人がかつてその氏名であったということを示す一つの徴になるわけでございますので、そういうような事跡を集められて、そして供託官に見せ、供託官がなるほどこれは被供託者と同じ人である、こういうふう

に認定できればこの同一性の判断はできる、こういう場合もあると考えております。

○森井委員 いま申し上げましたように、法務省、韓国名を日本名に変えて、供託の名簿は全部日本名ですから、そのむずかしさがあるという点については特別の配慮をしていただくようにお願いをしておきます。

そこで、一つの方法として、先ほど言いました韓国原爆被害者協会というのがあるのです。厚生省、韓国にいらつしやる被爆者の皆さんに日本に來てもらつて原爆病院等で治療をいたしますね。そういうのをやっていますね。新年度もたしか七十六人でしたか、今度来てもらうわけですね。そして原爆の治療を受けてもらつたという行為があるわけでありまして、そのときには厚生省が一方的に、あなたどうですか、日本へ行って治療しませんかと言つてはなくて、韓国原爆被害者協会を通して一応の人選をするというふうに聞いていますか、いかがですか。

○三浦政府委員 この問題につきましては、在韓韓国人被爆者の問題でございますが、韓国の保健社会部との協議をいたしまして、その合意に基づきまして五十六年から六十一年度の五年間、日本に來て治療を受ける、こういうことで旅費は向こう持ち、治療費はこちら持ちということで、試験的に五十五年から合計五十五人ばかりこちらに引き受けております。

○森井委員 私が言うのは、厚生省が韓国原爆被害者協会というのをどういう団体として扱つておられるのか。つまり、なるほど形式的には韓国保健社会部でしようけれども、では韓国保健社会部はどこと相談をするのかという場合に、これは社団法人韓国原爆被害者協会じゃないのですか。韓国原爆被害者協会は全然通さずにあるいは全く接触もしないで、韓国の保健社会部だけでいいのです。厚生省はいま申し上げました団体とどの程度接触があるのか、その点だけはつきりさせてもらえたいのです。

○三浦政府委員 先生がおっしゃるとおり被爆者協会とお話しをしております。

○森井委員 そこで法務省、先ほどは端的な形で卒業証書と申し上げたけれども、私の推定では、現実の問題として、ほとんどの方は日本にあつた物は何も持っていないと思うのだ。そうすると、一つの方法として、厚生省もいままでの話し合いの相手としてきた、韓国政府はもちろんだけれども、唯一の被爆者の団体があるわけですね。その人たちが日本名はこうだったとみんな知っているわけだ。社団法人と聞いていますからある程度の公的な団体だと思つても、だれかが証明してくれないければ、たとえば原爆なんかも、原爆手帳をもらつたという証人捜しですが、やはり証人捜しぐらしいしかなければいけません。そうすると、韓国原爆被害者協会というふうな、ある意味で韓国政府と常日ごろから密接な連絡をとり、しかも被爆者の渡日治療等については事実上のお世話をしておられるわけですから、れっきとした団体のそういうところがある、この人は日本名はこうでしたという証明を出せば、それはどうでしょう。ある程度それで認めるといふようなことになりませんか。きつとしたものでは無理かもしれませんが、そういう方法も一つあるのじゃないか。もちろん法務省の窓口は形式主義ですからそれはわかるけれども、そういうたれつきとした判このついた証明等があればいいのではないか、こういう感じがいたしますが、それはいかがかというところが一つ。

それから逆に、韓国原爆被害者協会から韓国の保健社会部に対してこの種の証明をしてくださいと、韓国政府が証明をしたらどうなのか。これもちよつとお聞かせをいただきたい。

○寛政説明員 ただいまの御質問は、韓国原爆被害者協会というものがそういうかつての姓名と現在の名前との同一性について証明し得る能力というのですか、あるいはそういうものの資料というものを把握しているような団体であるのかどうかという点に關連するわけでございますが、実はそ

の点について私も、この団体自身の性格あるいは能力等を承知しておりますので、もう少し十分検討をさせていただきます、こういうふうに思つております。

○森井委員 長くなりますからこれでやめますけれども、こういうことなんです。要するに、名前のおとここれは原爆の被害者の団体なんです。あなたはどこで被爆しましたかというところから始まるわけだから、これは広島で被爆をいたしました、三原なら三原の工場内で被爆いたしました、当然これは韓国被害者協会として調べなければならぬ。どこで働いておつたか、その当時日本名は何だったですか、これは当然のことですから。時間がないからもうはしるわけですが、たとえば厚生省は、韓国人が日本に見えたら、その人が被爆者であつたら被爆者手帳を出すわけでしょう。当然日本名じゃなくて韓国名で申請があるわけだから、その場合にどういうふうにして被爆者手帳を出してやるのかは知りませんけれども、そんなことは役所にあるわけですから、だから、恐らく厚生省の場合は実態で見ておられると思いますけれども、理屈を言えば幾つもあるけれども、少なくとも韓国原爆被害者協会というものはその当時の日本名というのを調べているのです。十分調べているのです。だから私は、先ほど言いましたように、ある程度公的な団体だから韓国被害者協会が証明をすればもうそれでいいじゃないか、しかも形式上もそういうふうにならんと判こをついた、判こというサインをついたものを持つてくれれば認めていいのではないかとこの感じがしておるわけです。もうこれは答弁を要りませんけれども、先ほど言いましたように、韓国政府が逆に証明をしたらどうなるのかということも含めて御検討をいただいております。外務省、法務省についてはもういいです。次に、少し中身が変わるのでありますが、時間がありませんからしよさせていただきます。

○稲村委員長 厚生省の基本関係のことをやるわ

けでしょう。

○森井委員 ちょっと待ってください。まだ続くのです。

大久野島の毒ガスの被災者の問題についてお伺いしたいのです。

瀬戸内海といえは風光明媚なところでございますが、広島県の竹原市の沖合いに大久野島というのがございます。いまは国民休暇村となっておりますが、非常にいいところですが、実はここで日本陸軍が毒ガスをつくっていたわけでございまして、そしていまなお毒ガスの被害で、毒ガス障害にさいなまれていらっしゃる方がたくさんあるというケースでございます。

援護措置は昭和二十九年からたしか行われておると思うのですけれども、厚生省は毒ガス被害者を扱っていらっしゃるわけですね。それから大蔵省も扱っている。これは役所が二つあるわけですよ。厚生省の場合で申し上げますと、これは法律の根拠はないわけですが、毒ガス被害者に対する救済措置要綱という行政措置で、一定の援護措置をおやりになっておられるわけですね。ですから、これは行政措置でありまして毎年毎年更新をしなければならぬ、こういう問題があるわけでございます。ですから、ここの年金じやありませんが、もうやめたと言われれば、それは法的根拠はないのですから泣き寝入り、そういうことは恐らくなさらないと思えますけれども、それは行政措置ですからそういうものだとするわけでございます。これはぜひひとつ法律にしてほしい。毒ガス被害者援護法とでも申しますか、法律にしてほしいという要求があるわけですが、いかがですか。

○三浦政府委員 毒ガス被害者の救済措置につきましては、先生おっしゃいますように、救済措置要綱でいま救済をしておるわけでございますが、これはかなり限られた地域でございまして、また限られた対象者の救済でございまして、私どもも、立法措置によらなくともそれと同じような効果を上げておるわけでございますから、行政措置

として今後もやっていきたいというふうに考えております。要するに、中身は、救済施策の内容の問題でございまして、障害者の方々の実態を十分に踏まえた上で、今後とも一層充実を図っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○森井委員 今度も長年の要求によってようやく介護手当と家族介護手当、これがこの十月から動員学徒等について制度化されるわけですね。これは遅いですが、せつかくお決めにになりましたけれども、そうすると、これはなかなかものを追加するわけですから、またこの措置要綱というのを改正をされるわけですか。

○三浦政府委員 措置要綱の改定をいたしたいと思っております。

○森井委員 あれやこれや考えますと、それは特定の地域と言われればそれまでです。しかし、その当時、日本陸軍が国際法に違反してあれだけの毒ガスをつくっておった。そういう意味では、これはもう大きな問題です。だから、私は本来やむを得ないかというところもわからないわけではあります。ですから、やるなどと言っているわけではございません。ですから、関係者の皆さんは、それは言っても、同じ援護措置をしてもらうなら法律をつくっていただきたい。それでも対象者は何千人かいらっしゃるわけですから、しかも現在のこの毒ガス被害者というのは、全国的にもうすでに散らばっているわけですね。そういうこともありますから、それは原発被害者ほど広がってはいませんが、も、やはりこの際法律をつくってほしいという要望については、私も強くこの際指摘をしておきたいと思っております。

次に、同じ毒ガスの被害者でありながらも、大蔵省所管として厚生省所管とは、厚生省の方が力が弱いのかどうか知りませんが、えらい差があるわけですね。これは理屈の上では、旧令共済組合員であったものとそうでないものという理屈もついておりますけれども、しかし、いずれ

にいたしましたも、見ますとかなり差がございまして。

たとえば特別手当というのがありますね。これは月額七万五千三百円。医療手当、これはケースによって違いますが、明確に金額はついております。ところが、これはないのでね。旧令共済組合員以外の方、一般障害者と呼んでおりますが、大蔵省所管でもない。それからさらに動員学徒に至っては、これは全くない、こういう形になっております。これはどういうわけですか。

○三浦政府委員 私どもの方で救済措置を講じております対象者は、学徒動員と当時非共済組合員であった人たちでございますが、その救済内容というものは、旧令の共済組合員の一般障害者に準じて私どももやっております。確かに認定患者との比較をいたしますと、確かに特別手当、医療手当は私どもも見ておりましたが、ただ、学徒動員等の非共済組合員につきましては、毒ガス製造中止後の昭和十九年の十月以降に入ったということもありまして、直接ガスの製造に従事しなかったという点で、かなり重い患者さんがないという点もございまして、したがって、私どもとしましては、現在広島大学の方で毎年健康診断もやっておりますので、もしそういう方がいらっしゃればこれはまた大蔵省とも相談していろいろ考えなければいかぬわけでございますけれども、現在の時点では特別手当、医療手当を出すような対象の方がいらっしゃらない、こういうことでいまいないわけでございます。

○森井委員 対象者がいれば出すということを確認していいですか。

○三浦政府委員 それは、私どももいま広島大学の方といろいろ相談をしておるわけでございますけれども、現在はそのような方がいないということでございます。もしそういう方があった場合には旧令の共済組合員の共済を扱っている大蔵省との相談もしなければいかぬものですから、現在はまだないということでございます。

○森井委員 ですから、あったら差別はつけない

というふうに理解していいですね、厚生省としては。

○小村説明員 大蔵省主計局では、共済課が直接旧令共済を担当しております。私は厚生省と共済課と両方から予算要求を受けている立場でございます。

ただいま局長から御答弁ありましたように、旧令共済の方は認定患者と一般障害者と両方ございまして、厚生省所管の方は学徒動員等でございます。一般障害者と同じ扱いをしております。

局長のお話しにもありましたように、昭和十九年十月以降学徒動員の方々が入れられたところは、毒ガスが中止された後だということであるが、そういふふうになっているのではないかと実態がそう理解し、現在の制度で私ども査定上やらしているという現状でございます。

○森井委員 あなた、見たようなことを言うじゃないですか。毒ガスが中止された後で動員学徒なんかは行ったんですか。これは昭和十九年ですからね。当時の旧制中学校、女学校、それから国民学校の高等科というのですか、そういう十二歳から十七歳までの人たちがやはり駆り出されているんですよ。それが主として厚生省の所管になっているんです。大蔵省の方は、先ほど言いましたところの共済組合員を主として扱っているわけですね。いろいろ差別があるのですよ。

それでは、こういうのはどういうふうに答えますか。たとえば医療手当の申請手続でも、旧令共済の方は医療手当交付申請書、履歴書、戸籍抄本、従事したことの証書書類、これだけでいいんです。それに対して動員学徒等、つまり厚生省の所管の方は、それに健康診断の成績表というのを提出しなければならぬのです。片方は従事したということがあれば医療手帳は出さしうというわけですね。いま申し上げましたように厚生省所管の学徒の方は、それに健康診断、特に精密検査だろと思うのですが、悪ければ医療手当を出す

がそうでなければ出さぬぞという思想ですね。これは大きな違いがあります。

それから、いろいろなありますが、たとえば保健手当というのがありますね。これも動員学徒等の場合は健康管理手当、これが障害として一番といえますかひどいわけでありませうけれども、健康管理手当をもらっていった人が病気がある程度治療に向かつて、再発のおそれがあるがとありえずよくなりましたという方に、つまり健康管理手当をもらっていった人が症状がやや軽くなったという場合に保健手当をもらうわけですね。ところが、大蔵省所管の方はそうじゃなくて、医療手帳の交付を受けた者が指定医療機関で診療を受け、ガスに起因する疾病があると診断され、治療の必要を認めないがガス疾病の再発のおそれがある、こう診断されますともらえるようになってくるのです。やはりかなり差があるわけですね。これはいけないじゃないですか。

○三浦政府委員 ただいま先生御指摘の点につきましては、医療手帳交付の際に、履歴書、戸籍抄本、健康診断、四番目に当時の事実確認のできる証拠書類というのがございまして、確かにこれが健康管理手帳をもらう場合と重複しておるといふ御指摘の点がございまして、これにつきましても県の方からも、地元との話し合いで私どもの方にいろいろ話が上がってまいっております。この点は簡素化しなければいけませんということと検討させていただきます。思っております。

○森井委員 健康管理手当についてはどうでしたか。答えをまだもらってなかったでしょう。

○三浦政府委員 ダブっている点につきましても、私もまだ簡素化しなければいけませんということと検討したいと思っております。

○森井委員 改めて御指摘は申し上げます。それでもことは、先ほど言いました介護手当、家族介護手当等が一応認められましたし、要望であった忠海病院の診療科目の増加についても認めたということではないわけではございませんけれども、いま申し上げましたように、もう具体的には言いま

せんけれども、大蔵省所管と厚生省所管とはまだ数々の差があるということだけは指摘を申し上げまして、順次これは直していただきたい。大体五年くらい進みます。いまの介護手当等も大蔵省がまずやり、それから四、五年たつて初めて厚生省が制度化するというかっこう。ほかの面でもそういつておるものから、これは特に大臣にお願いしておきますが、大蔵がやって厚生ができないことはないわけですから、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

○林国務大臣 いま森井さんのお話を聞きました。これはむしろかしいものだなという感じを私も強くしたのです。正直に私の実感を申し上げますけれども、この大久野島に毒ガス工場がありまして、そこで働いておられた方、現実にその工場の工員として、また職員として働いておられた方と勤労職員に行つた方とは、やはり同じ障害を受けているのだらうと思ふのです。だから、その障害によって考えていくということは一つの原則として考えなくてはいかぬ話でしょうが、いま分かれておることは、恐らく、学徒動員ですからそんな長い期間行つてないということでの区分がたまたまされていて、しかも所管が違ふから、こういうふうな話ですが、やはりそこは症状に應じて統一を図っていくというのがやる方向ではないかと思ひますし、私も大蔵省当局とも話をいたしましてそういう方向に持っていきたい、こういうふうな考えをしております。

○森井委員 この問題、まだ御指摘をしたい点はたくさんございまして、時間の関係で割愛させていただきます。ほかの質問に移っていきたく思います。

○稲村委員長 それでは、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

森井忠良君。

○森井委員 時間があと十分しかありませんから、二つの質問を一緒にやらしていただきたいと思ひます。

一つは、医療法の改正の問題でございます。これは出す、出すと言いがらいまもってまだ出してきていない。しかも、いままでは法案の締め切りというの大体三月中旬というふうな私ども政府側から説明を受けておるわけでございますが、いまもって出してない。これはどうなつていいますか。

○林国務大臣 私からお答えをさせていただきます。

先生御指摘のように何で三月中旬までに出さないかということにつきましてはおわびを申し上げますが、私の方も鋭意検討いたしまして、できるだけ早い機会に、いま実際問題として手続をやっておるところでございますから、三月中にはできると、こういうことで御了解をいただきたい。(あしたの閣議と呼ぶ者あり) あしたの閣議にかけると予定しておりますから、そういうことでやりたい、こういうふうに思っております。

○森井委員 私ども医療法の改正案を出しておるわけでありまして、その意味では突き合せていただきたいと思ひますけれども、医療法を制度審にかけたのはあれはおとしになりますか、えらい長くかかったわけですが、中身に変更はないでしょうか。

○大谷政府委員 大筋におきまして変更がないという線でご関係団体、各省庁と詰めてるところでございます。

○森井委員 私は新聞しかわからないわけですが、たとえば医療法人の指導監督、特に役員の問題等については、いままで原案では知事が解任を命ずることができるといふふうになっておりましたが、伝えられるところによりますと、少しやわらかくなつて、命ずるのじゃなくて勧告だとか、税制上も何かけしからぬ動きがありまして、これは直接厚生省と関係がないのかもしれないけれども、税制の面についても幾つか変わったところがあったといふふう聞いています。もう時

間がないから簡単に。

○大谷政府委員 先ほど大臣が申し上げましたように、一日も早く国会に提出したいというところで関係方面と話し合ひをしている最中でございます。この問題につきましても、私どもとしてもまだ検討をしているところでございます。

○森井委員 えらい逃げるけれども、先ほど陰の声あり、あしたの閣議というふうな話もあったりして、えらい違いだ。大臣は今月中だと言つていふ。きょうは何日だと思ひますか、二十四日でしょうか。閣議の日にはもう限られていふ。

しかし、いづれにしてもそうすると中身についてはここで言えないということですか。もしいま申し上げましたように中身に変更があるとすれば、やはり関係審議会にかけなければならぬという点がありますので、その点について明らかにしてもらいたい。

○大谷政府委員 大筋につきましては変更をしないということと折衝をしておるわけでございます。

○森井委員 あと五分になりましたから、吉原元審議官、現老人保健部長にお伺いをしたいわけでございますが、原爆医療の問題です。

これは老人保健法で、原爆の一般疾病分との関係で老人保健法審議のときに問題になりました。つまり老人医療費のうち御存じのとおり七割は拠出金、それから二割が国、そして残りの一割を五%ずつ都道府県と市町村が持つことになっておるわけでございます。原爆はいままで、原爆医療法によりまして一般疾病の費用は全部国持ちだということになっております。

ついでに申し上げますが、原爆医療法というものは根底に国家補償がある、たとえば所得制限等については最高裁判所でも判決があつたくらいでありますけれども、そういうようなことから、原爆医療法でいけば拠出金以外は全額国庫負担となつておりますのに、老人保健法を優先して適用しますと、都道府県と市町村は五%ずつ被爆者の老人に対し

うに、例年のようなかつこうで続けていくべきが望ましいことであらう、こういうふうに考えておるところでございます。

○平石委員　来年はひとつ大臣の努力を強く要請いたしまして、次に進ませていただきます。

いまお話しの出ました戦傷病者等の遺族につきましては、もちろん戦争行為によるそういうった方、いわゆる遺族の生活を保障する、こういうった形の国家補償でございますが、やはり戦争の犠牲者として中国に残留をされて三十八年、ほんとにまだ見ぬ肉親を捜して、今回も厚生省の努力によって肉親を捜す訪日がなされたわけでありますが、いままでも国交回復以来何回かにわたってこういうった措置がなされ、肉親とのめぐり合い、再会

○山本(純)政府委員 私どもが訪日という形で身元調査をいたしましたして、その過程の中で判明いたしました孤児の方の人員は、一昨年第一回が二十

三回は二十二名、合わせまして九十四名ということでございますが、これ以外に当事者の方が自発的に帰国して永住しておられる方が、このほかにかなりの数おられます。

○平石委員 私、五十六年の四月にこのことについて御質問を申し上げたわけですが、その際に、四十七年から五十五年までに引き揚げ、定住された方が二千八百名ぐらいおられるという御答弁をいただいております。したがって、いま局長が言われた九十四名、この方々が本当に

いて、初めてやられたことですから当初はいろいろと戸惑いもあっただろうし、あるいは事務にお

当然だと思つたのですが、三回やられたことによつて経験も積まれた。したがって、いままでのやつたことに對する反省、それから今後はこう改正、改善をすべきであらう、あるいは今回の第三回目に当たつてはいろいろとトラブルもあつたし、さらに未確認の方々が非常に大量に出たということもある、そういうことが前二回と比べたときに非常に違つた一つの状況が生まれたというようにもお伺いをいたしておるわけですが、この反省を含め今後どのように対処するのか、そして一回、二回、三回に当たつて、三回目はどのようなことが考えられたのか、ひとつそういう点、まとめてお答えをいただきたい。

○山本(純)政府委員 御指摘のとおり、三回重ねてまいります間に、いろいろと当初十分予期し、準備をしていなかった問題なども出てまいりました。中でも、従来私どもの対応の仕方が、孤児の方の大変御同情申し上げるべき状況を非常に強く意識いたしました余りに、少しく私どもの対応が、何と申しますか、孤児並びにその日本におられる肉親の方々の立場にやや偏つた面があつたことは否定できないところでございまして、この問題が、あわせて中国サイドにおきましてやはり同様に大変むづかしい問題を種々はらんでいて、こういうことについての配慮が必ずしも十分でなかつたという点が一つ出てまいりました。これにつきましては、昨年の春以来一年間にわたつて、政府間で協議を数回にわたつて重ねてまいりまして、その結果、将来に向かつて改めるべき点は改めていくということを進めてまいりたいと考えております。

ただ、残念ながらそれ以外にも、やはりこれは肉親の調査というやり方の面において、私どもにももう少しかゆいところに手の届かない点が残つてあるという点が次第にわかつてまいつたのでございまして、この点については、率直に申しまして、今回の第三回の調査では余り具体化することができなかった状況がございまして。たとえば孤児の方々の、中国において把握する可能性のあるも

ろもろの情報と申しすか手ばかり、そういうものについては、実は正直申しまして、もう少し私どもも把握をいたしたいという希望を持っております。

また、日本の側におきましても、孤児の方々、それからその肉親の方々以外に、やはり同じ開拓団におられた方々なりあるいはそういう御縁でいろいろ援助の活動をしておられる民間団体の方々の御意見をよりよく反映するという点でも、まだ努力の余地があるかと思つておるわけですが、このあたりは、正直申しまして、この一年間の交渉がちょっと時間がかりまして、その関係で、今回の調査を非常に短い間で準備をするという状況になつたものですから、反省はいたしながらそれが間に合わなかつた点が一つと、また、中国国土の中でのものもろの調査活動その他につきましては、これはまた国際的な問題でございまして、これからまた外交交渉を通じて引き続き詰めてやっていかなければならない問題でございまして、これは今後の交渉の中になるべく前向きに解決するように努力していきたいと考えているところでございます。

○平石委員 今回の訪日について、ここに新聞にもございまして、いろいろとテレビその他にも放映がございましたが、孤児の中に非常な不満が出た、こういったことが報道されて、そして厚生省が、もちろんこうして来日についてのスケジュール、いろいろと善意にやつたことだとは思ふけれども、やはり三十八年のあひだ、まだ見ぬ親に對する再会をしたいという気持ち、だから、どんなにせられても、どんなに接待をして、それが再会ということにならないと、これは本當に、せっかく来日をしたにもかかわらず再会ができなくて再びまた中国に帰る、この心情を見たときに、この新聞にもございまして、私たちは肉親捜しに来たんだ、こんなところに来てもううれしくもない。これは京都その他の方々へ厚生省が御案内をしたときのことだが、そのように物見遊山のなこと、これも善意でやられたことだから私は

責めはいたしませんけれども、結局再会する人が少なかつた、だから再会できなかった、こういうことがこういつた不満にあらわれてくるんじゃないか、こう私は思ふわけです。

そうすると、今回については、いま答弁にありましたように、時間的余裕もなかつたといつたようなこともございまして、十分調査をし、そして再会可能な方々を多く日本へ訪日をいただく、こういうような形にしていかなければならぬじゃないかという気がするわけでして、單なる同情とかあるいは感傷的な形でやるということではなしに、これからは相當腰を落つてじっくりひとつやつていかなければならぬんじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、今回の反省点等をも含めて、大臣、今後の取り組みをお聞かせいただきたい。

○林國務大臣 いま局長から御答弁申し上げましたように、長い間中国政府との交渉もいたしましたが、その結果お越しをいただくということになつたわけでありまして、準備の点等が不行き届きであつた点は私も率直に認めておりますし、そういったことがありましたらばおわびを申し上げます、たいと思ひます。

先生御指摘のように、やはり肉親捜しで来られたわけですから、そのために一生懸命厚生省の方も、援護局の職員、みんな一生懸命やってくれたと私は思つてゐるのです。またそうだと思ひますが、残念な結果になりましたから、肉親捜しができなくて残念ながら帰られた方もあつたわけでありまして、そういう形にならないように、これからはいろいろと準備をしていくということも必要でございまして、必要でしょうが、まだ八百人ぐらい残つておられるわけでございますから、私は、それの方々もできるだけ早く軌道に乗つて、来ていただくようなことを考えていかなければならぬだろう。もう戦後三十七年、そろそろお父さん、お母さんは亡くなられるような年ごろになりますし、やはり生きてゐるうちに肉親に会うという気持ちは、人の本性として失うことので

きないというものだと思ひますから、そういったお気持ちに十分こたえてやるようにこれからも努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○平石委員 いま大臣の答弁にありましたように、これはまさに時間との勝負だといふことが言えましよう。両親もほとんど高齢化し、七十五、八十といった状況ですので、ひとつなるべく早くやつてもらわなければならぬ。

そこで私は、今回の状況等を見ましても前回を見ましても、あのテレビ放映は非常に効果があるのではないかと気がいたします。いろいろと質問の中で、郵政との連携もとりながら、中国の方でテレビの収録をし、日本で放映をするというようなことも一部答弁の中にあつたようですが、そういったことをひとつ今後推進してもらつて、さらに提言をしたいことは、厚生省のいわば専門官というか係官というか、この事務を促進するために中国の大使館に人を派遣すべきではないか、そして専門的に外交交渉に当たらせ、外務省との連携をとりながら事務を進めるといったこともとらなければいかぬんじゃないだろうかという気もするのですが、その点いかがなものでしょうか、ひとつお伺いをしたい。

○林國務大臣 中国で向こうの方のテレビを撮つたらというお話しかとも思ひますが、この辺は、御趣旨はよくわかるのですけれども、中国内部の御事情もあるようでございまして、中国側とよく相談をして話を進めていかなければならないことだと思つております。

第二の問題の中国大使館に人を派遣したらというお話ですが、私は率直に申しまして、在北京大使館では大変よくやつていただいておりますと思つております。厚生省からも担当職員、一等書記官一名出して、外務省の方々と一緒になつて協力をしていただいてやつておるところでございまして、いまの体制でやつていけば何とか対応できるのではないだろうか。私もかつて海外に

事はおまえの仕事だ、あれはおれの仕事だというわけにいかないのですね。皆さん来られたら、自分の職場を問わずに一生懸命になって一緒に協力をしてやらなければいけないわけでありまして、こうした問題も、一時的に大変なことではございまいしょうから、そういう意味で各大使館の館員の人にもいろいろお世話になっていることだろうと思います。そういう一致協力体制でやっていただくことを心から期待をしているものでござい

○平石委員 派遣をしてあるということですが、ひとつさらに充員をしようということ、大体めどとして八百人くらいといったお話が、いまありました。中には三千人というようにも聞きます。未調査の段階だと思ふのですけれども、仮に八百としましても早くめどを立てなければならぬ。大体どのくらいの年数でやろうと考えておられるのか、お伺いしたいのです。

○山本(純)政府委員 昭和五十年年度は一応百八十人分の訪日調査の予算をお願いしているところでございます。こういうペースでございます。と、私どもの訪日調査という形にならないで身元の判明する方も若干はおいになるわけではございますが、これが主体になるということなので、数年の年数がどうしても必要であると考えております。

ただ、それにも増して、訪日された方の中でのくらしい身元が判明するであろうかと申しますと、先ほど御指摘がございましたように第一回、第二回ともに五割そこそこ、第二回がちょっとパーセントは高くて七割ということでございましてけれども、今後に向かっての見通しということになりますと、私どもとしてもいろいろな手がかかりがはつきりした方から優先的においでいただいたという事情もございまして、今後これが大きく下がることは考えたくないのでもござい

現在の方々の中で日本の国土をまだ踏んだこともないという方々がまだ七百五十名くらいおられるわけでございます。私どもとしては、とりあえずはこの方々に少なくとも一度は日本の土地を踏んで、自分の目と体でもって体験しながら肉親探しをやっていただくことはぜひひとつ早く一巡させたいと考えております。

その後、結局全体としては、恐らく数百名の訪日調査を一度経験したにもかかわらず身元がなおわからないという方が残られるだろうと思ひます。この方々につきましては現在なお引き続き継続調査はいたしておりますけれども、十分な努力をするゆとりがまだないのが実情でございまして、残る七百幾らの方々に少なくとも一度訪日調査をやっていたくめどが立ちますまでの間に、訪日調査をしてもなおつかまらないという方に今度だんだん重点を移す、ことに身元がつかないままでも永住帰国する道が昨年から開かれたことでもございまして、今後はそちらの方にだんだんと力を入れていくように持っていきたいと思っております。

○平石委員 いま申し上げたように時間との勝負でありますし、遠い昔のことですから資料等確認の作業についても大変な困難が伴うことは当然のこととして、そういうことを克服されて、一刻も早く再会できるように事務を進めていただきたいと強く要請をするわけでございます。

次に、内地へ帰られて定住されるということについて質問をいたすわけでございますが、厚生省が今回の予算措置の中で、いわゆるセンターをつくって日本語の教育その他を行うわけでござい

ます。これは大体四カ月というようにお聞きをしておるのですが、これで十分なのかどうなのか。それから、高知県の未帰還者等援護対策促進協議会で十周年の記念誌が今回できたわけですが、これは厚生省へ上がっておると思ひますが、これを見てみますと、定住された方たちの手記も入っておりまして、それから日本へ来て言葉のわからないところでもどんなに苦労しておられるかというこ

ともこれにつぶさに書いてあるわけですね。座談会等もやるわけですが、これを読んでもみずと非常に苦勞しておられる。しかも一番のネックが日本語である。そして日本語ができるようになりましてもなかなか仕事につけない。ついても日本語が不十分ですから十分にならない。この前私が取り上げさせてもらったときに、中央へ集めて日本語教育をし、社会情勢を知らせあげたらどうかといったことを質問の中で提言をしたのですが、

当時はカセットテープを渡すだけで、それはちょっと困難だ、やはり親元に帰って就職をして、仕事の中で日本語を覚え、日本の社会情勢を知ってもらう方がベターであるという御答弁をいただいたのです。結果的には今回の措置がなされるので一応の前進と評価をしておるわけですが、ここで私は申し上げておきたいことは、この方々が中国に育ったということ、そして日本の社会情勢が全くわかっていない。この社会の仕組みというものひとつはつきり認識できるようなことを、そのセンターにおける教育の中でもひとつやる必要があるのではないか。たとえて申し上げますと、食

べは、国が行うんだということで大きくなっておられますので、そういう面での認識の違いとかいふようなことが、日本社会に入るときにトラブルの原因になるといったようなことを聞いたことがございます。そういうようなことを等々あわせてときに、四カ月でできるのかどうか、ここらを一、二、その見通しをお知らせいただきたい。

○林(国務)大臣 私からお答え申し上げますが、先生も大変御熱心にこの中国孤児問題を取り上げていただいております。私からも感謝申し上げます。高知県では非常に熱心に取り組むことをやっていたらいい、この問題に関する先進県であろう、こう思ひます。そうした意味で一層の御努力を心からお願ひをする次第でございます。

御承知のとおり、また御指摘のとおり、やはり日本語というのは非常にむずかしい。それなら日

本語を直したらどうだ、こういうふうな話も出てくるかもしれないけれども、そうはいかないわけでございますし、やはり日本語のマスターということが一番大切なことで、今回孤児センターということで発足をいたしましたのであります。

言葉だけでなく、いまのお話にもありましたように、社会の仕組みというのは、中国社会と日本の社会はやっぱり仕組みが違いますから、その仕組みをよく理解をしようというふうなことも、私は当然にそこをやつていかなければならない話だろふと思ひますし、それが四カ月でできるか、こういうふうなお話であります。人の関係その他もございまして、一応四カ月でやってみまして、それでいけなければまた何か考えていくということではないだろうかと思ひます。とりあえずいままでの経緯等からは一歩前進したわけでありまして、そういうことの積み重ねを通じてよりよきものにしたい、こういうふう

に考えているところでございまして。

○平石委員 そこで、この手記を一部読ませていただきましたが、いろいろな手記があるわけですね。この中で、六川綾子さんとおっしゃる方ですが、これは昭和五十年に引き揚げてこられた方です。この人の手記の中にこういうことがありま

す。私達帰国者にとっては、様々な困難が数多くあります。第一、住宅問題、就職、老後の生活問題、国や県の方々も帰国者の各問題について一つ一つ解決を待っている所ですが、帰国者の中には年金をかけていない老人も少なくありません。老後をどの様に生きられるか、特に不安を感じるものです。という手記もございまして。このことを見ても、やはり長い間中国に暮らされて、そして日本へ引き揚げてきますと、いまこれに出ておりますように、いろいろなネックがあるわけですね。それからもう一つ、時間の関係で、若い方ですけれども読ませていただくと、「自分はまだ国籍がないから、卒業証書も本物をもたない。」という

して定時制の高校といったように入っておられる方ですが、そのように記載があるわけですが、

だから、国籍の問題、それから老後の年金の問題、それから就職の問題、いろいろな問題が一遍にこの人たちにしかかかってくるわけですが、これを私は、厚生省だけが片をつけるというてもなかなか困難じゃないかと思えます。だからさうはまず労働省にお願いしたいとおるのですが、就職のことについては、労働省のそれの職業高等訓練校とか総合訓練校等において職業教育その他行っていたらいいとおると思うのですが、全国でどのくらいしておられるのか、簡単にひとつ話していただきたい。そして、それがどういうような成果になって就職に結びついておられるのか、こちらもあわせて……

○歌田説明員 先生お話しのとおり、中国残留孤児の引き揚げ者の方が日本で生活していくためには、職業的自立が必要でございます。そのために職業訓練を受けて、技術、技能の習得をすることはきわめて有効であると私も考えております。そこで、職業相談の過程で、日本語ができる方については積極的に職業訓練への受講を進めておりますし、また多少の日本語ができる方でも入校していただきまして、職業訓練校の協力生活指導員等の協力を得ながら、職業訓練校に入っているだけで技能習得をしていただくようにお願いしているわけでございます。

そこで、訓練の状況でございますが、昭和五十四年度には五十四名の方が訓練校に入られました。五十五年度は三十五名の方が訓練校に入っておりますが、五十六年度には百二十七名、五十七年度は十月末で百四十九名の方が訓練校に入校しております。

さらにまた、訓練校を修了した方の就職の問題につきましましては、公共職業安定所の専門の指導員を通じてかなり綿密な職業相談、職業指導を行っております。かなりの就職の成果が上がっておりますわけでございます。

○平石委員 労働省にさらに伺いをいたします

が、これは職業転換手当とかあるいは訓練手当とかそういうものは支給しておられるわけですか。

それともう一つ、訓練校以外に、たとえば准看護養成所へ行っておるとかあるいは調理師学校に行っておると、こういうようなことがあるわけですが、これは労働省所管でもございせんけれども、厚生省、どちらでもいいのですけれども、こういう方々にもそれぞれの手当その他があるのかどうか。

○歌田説明員 引き揚げ者の方の職業援護措置でございますが、昭和五十七年度、本年度から職業転換給付金制度の適用を図ることにいたしました。そこで職業訓練手当、これは月額十万円ほど出ますけれども、その手当を支給しながら、職業訓練を受け、あるいは職場適応訓練を受け、また訓練を終わった方が広域にわたって求職活動をするための給付金を支給したり、あるいは住所を移転して就職する場合の移転費を支給したり、そういった就職援護措置を今年度から適用することにしたしております。

それからさらに、公共職業訓練校でなくて、民間の訓練校に短期に訓練を受ける場合、委託訓練というふうな形で、同じように職業訓練手当を支給しながら、短期の職業訓練も実施するような体制を整えているところでございます。

○山本純政府委員 引き揚げ者の方の中には、すでに技能をお持ちの方もおいでなわけですから、たとえば厚生省の所管で申し上げますと、医療関係の業務なり、はり、きゅうといったようなものを含めまして技能を持った方がおいでなわけですが、大体そういう職種はすべてこれは国家試験、免許という手続が必要になっておりまして、そのための教育課程を経ない方には免許が手に入らないという状況でございます。また、私どもに聞かしましては、そういう看護婦学校でございますとかそういうところについて特別の手当その他を出すという制度はございませんので、それぞれ自分でやっていたり、あるいは労働省の力をかりましてお世話をしていただくというところしか対応

はないわけでございます。

○平石委員 私はそこがちょっと——職業訓練校のルートへ乗った場合はいまおっしゃったようなことがあるけれども、千差万別ですから、したがって、特に若い女の方たちはこれは養成所へ入って看護の道へ進もうと、ここにも手記があるわけですが、「まず就職の事が大事ですが、身につけた技術が通用しない」。これは中国のは通用しない。「それでは新たに勉強しようと思っても言葉がでない。私はその事を毎日考えています。日本に帰って来たことが本当に幸せだったのか、まだわかりません」。こういう方があるのです。そして、いわゆる准看護の学校へ入って勉強しておるわけですが、この方々が、もちろん生活保護は受けていらっしゃると思うのですけれども、やはりこういう技能習得についてハンディを持っておるわけですから、だから日本人と同じような形で、用意の式に免許をもらいなさいというふうなことで余りにも親切でない。だからこれは国の責任だと思ふんですよ。相当前進はしておりますけれども、前は日本語のカセットテープを渡して親元へ帰したらこれで終わり、日本社会へ皆さん御自分が入って日本社会に溶け込んでください、これは余りにひどいと私は思ふんですよ。だから、いまのように前進はしておりますけれども、いざ日本の社会へ入ろうとしたときに、やはり一般の普通の日本人で育った方々と同じようなレベルの中で競争しなさいと言われても、これは余りにも不親切だと私は思ふんですよ。だからこれは政府が責任を持って、そういうことについても諸手当をあげながら社会へ受け入れられるような準備を整えていかなければいかぬのじゃないか、こう私は思ふわけですよ。大臣いかがです。

○林国務大臣 お話しは非常によくわかる話であります。言葉もできない、それから中の環境もよくわからないというところへぱっと来られたわけですから、その適応たるや私は非常にむずかしい問題があると思ふますし、またそれを乗り越えてやっていくために、いろいろな形で政府が援助

をしていかなければならないことも当然だろうと思ひます。この孤児センターの方にいろいろな基金を設けまして、私も実は率先して少し募金集めをやっている、こういうことも考えておりますし、そういった金を活用するとかいろいろなことをこれから考えていかなければならないと思ひます。先生の御指摘でありましたような調理師とか准看護であるとかいろいろなものもあるだろうと思ひます。それから、そういったこともミックスしながら、帰国された孤児の方々が何とか日本の社会のりっぱな一員となつてもらうように努力をしてまいりたい、こう思ふのです。もちろん労働省の方で先ほど課長からお答えがありましたように、委託訓練というのですか、そういうこともあつてございまして、それから、そういうことを全部活用して総合的にやっていくことが必要ではないかというふうにも考えているところでございます。

○平石委員 ここにまたことに悲惨な事例の新聞が出ています。御存じだと思ふのですが、昨年の十一月八日、「中国帰りの一家で惨劇」これは神戸にあった事件ですね。「言葉の壁・就職難・狂暴化 酒乱の次男全員で殺す」中国から引き揚げられた六人の家族が酒乱の次男を全員で殺してしまつた。こんな悲惨な状態が起きているわけですよ。したがって私は、この人たちが自分のかわいい息子を殺さなければならぬといったような、これはやはり日本社会へ戻つてきて本心に幸せなかったかどうだったか、そういうことを非常にわれわれに問ひかけた事件じゃないかと思ひます。だから私は、いままで三十八年間、中国で孤児として育つてまだ見ぬ親を捜し求めて日本まで来た長い歴史、そして痛さ、こういうことを私はこの人たちの個人の責任にしてはならぬと思ひます。私は、日本政府がもっと汗をかいてその痛みを分かち合つてやらなければいかぬ、これから本当の痛さが出てくるのじゃないかと思ひます。この新聞、新聞記事ばかり申し上げて失礼でございますけれども、これを見ましても、今回のことを非常な不満を持っておられるわけですよ、さつき

もちよつと触れましたように。確かに引き揚げて再会のため来られた方々は非常な政府に対する不満を持っておられる。「口々に政府へ不満」民間は温かいけれども政府の対応は冷たい、こういう記事も出ておる。私はもつと政府はこれらの方々の痛さを知っていかねばいかぬ。だから、ただこゝろやりました、ああやりましたと言っただけでは私は解決にはならぬと思うのです。いろいろなネックが社会の中にあつて、これらについて政府が責任をもつてやるべきじゃないか。

それから、さっきの手記の中にもありましたが、国籍がないので、高知県で引き揚げてこられた方がまだたくさんありますが、これを見てみますと、日本で生まれてあちらへ渡航して帰られた方は日本国籍がある。それからあちらで結婚をされた女の方、この方は日本国籍を持っておる方もありますが大体中国籍。そしてそこに生まれたお子さん、中国の人との間に生まれたお子さんはほとんど全部中国籍ですよ。このいわば間に生まれた二世の方、これは引き揚げてきておるわけですよ。この人たちがいまの日本の帰化の制度という中で国籍をとらねばならぬと思うのですが、これはあの条件から言いますと、何年間日本に在住せねばならぬとかいろいろ厳しい条件があるわけですが、この方々がはつきりしておる以上は、私は、簡単と言つたら語弊がありますがけれども、明らかに場合は早く国籍をとらすようにして、そういうネックは外してやるようにしてやらなければいかぬのじゃないだろうか、こう思うのです、法務省の方にお伺いしたい。

○細川説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘の中国残留孤児のお子さんの国籍でございまして、出生によりまして日本の国籍を取得しておられない方もおられるわけでございますけれども、そういう方々につきましては、現行の国籍法におきましても簡易な手続で、帰化によりまして国籍を取得することが可能でございます。一般の外国人の方の場合につきましては五年間の居住が要件とされておりまして、日本人の

お子さんでありますので、日本に住所さえあれば帰化の申請ができるということになっておりますので、現行法で十分賄えるのではないかとおもうので、また、そういう申請がございましたらば迅速に適切な処理をさせていただきます、そういうふうな考えております。

○平石委員 そういう方法があれば、あるいは職時死亡宣告等もたくさんなされておりますが、これらの取り消しとかいったようなことで早くないか、それにより、ひとつ御努力をいただきたい。

それから、厚生省にさらにお伺いをしていただきたいのですが、この引き揚げてこられた方々が社会へ定住をした場合に、いま神戸で悲惨な事件が出たわけですが、ある程度やはり、追跡調査といえは語弊がありますが、この世帯は安定ができたかどうか、まだ不安が残つておるか、この世帯はこんな問題点があるのだといったようなことをいわれる追跡をしてある程度把握しておかないと、これはそのまま置き放した形にしても、非常に本人たちは社会の厚い壁に突き当たつてしまつたといふようなことになっておるのですが、大体引き揚げてこられた方々がどういふ生活をしておるか、そしてその方々の収入はどんなものなのか、生活が安定できるような収入があるのか、調査をしておればお知らせをいただきたいし、今後これをどのようにしていくかを、今後の問題も含めてひとつお答えをいただきたい。

○山本(純)政府委員 私どもが現在つかんでおりますところを最初に申し上げたいと思つて、昨年の六月に帰国した孤児六十八人の方について、帰国後の生活状況の調査をいたしました。その結果で申し上げますと、一つの指標は、当初はほとんどの方が生活保護を受けて生活を立てておられるわけでございますが、その生活保護を脱して就職、自立されたという方が一年未満では大体一八%程度でございますが、一年以上二年未満の方については三割程度までふえているということでございます。大体二年と三年の間で半分の方が生活保護を脱却なさつておる、そんな状況が

しております。そういうところから申しますと、かなりな率と私どもは考えるわけでございますが、一方、現にその結果、就職された結果の収入についての調査をしますと、これもやはりかなり低収入でございまして、一番多い階層が十万円と十五万円の間という階層が数として一番多い、そういう状況でございます。そういうところから、自立されたといつてもかなり苦しい。共稼ぎであるとかいろいろやりくりをされておられるんじゃないかといふような状況を私どもは承知しております。

こういう問題につきましては、これから一年経過したしておりますので、その後の状況についてはまた調査を着手いたしまして、なるべく早くまたその後の状況を把握したいと考えております。ただ、これを全面的に私どもの方で把握するといふことは、個人のプライバシーという問題もございましてなかなか微妙な点があるかと思つて、一方では、都道府県には私どもから助成をいたしまして、一年間生活指導員を派遣していただくという事業をやつていただいております。これはまた県のサイドでは御熱心に、ときに一年を超えてまでいろいろやつていただいております状況がございまして、そういう線からまた特にむづかしい問題が出てまいりました場合には、私どもにわかつてくることになると思つて、それ以外で申しますと、後は民間団体の中で、身元調査と同時に、帰国後の生活について大変御尽力いただいております団体もございまして、そういうところからいろいろ情報もございまして、そういう御協力を得ながら、私どもとしても、帰国された方々のその後の生活状況にはできるだけ気を配つてまいりたいと思つております。

○平石委員 老後の問題がちょっと残つたんですが、時間がないんですけれども、年金は来ますか。これは年金局長にお伺いしておきたいのですが、帰つてきて、国年にしても厚年にしても年数が足りないといふような場合に適用ができるのか、できるようにするのかがどうか。もう一言

でお答えをいただきたい。

○山口(新)政府委員 この問題につきましては、明年の改正の際にひとつ積極的に検討してみたい、かように考えております。

○平石委員 そこで、大臣に最後にお伺いをいたしますが、ここに高知県でいま答弁にありました生活指導員をしていらっしゃる、これは公文俊さんという方です。この間、私もセンターへ中国孤児の慰問に行ったときにこの方も来ておりました。この方がこういうことを書いておるのです。「孤児は痛恨した。孤児の歓迎会において、森下厚相が挨拶したのに対し、孤児代表が答辞を述べたが、その中で、「日本政府はベトナム難民に対し、一億ドル(二百二十億円)の予算を投じ、難民に日本永住を許可しました。中国にある孤児に対しては年間三億円の予算で、国籍も与えない。永住の許可もない。私達は日本人であります。もつと私達の血の叫びを聞いて欲しい。」と言いました。森下厚相も涙を流し、顔を上げ得なかつた。厚相の涙が、その時の魂の痛みにより流れたものなら、その涙を忘れることなく、その時の魂の痛みを、政府を動かす努力に繋げられて欲しいと思つております。こういう答辞がなされておるわけですが、あの中国孤児から、したがって、私はいまだだんとお話しをいただきましたけれども、日本社会に入つて溶け込んでいくというのにはいろいろなネックがある。しかもそれは厚生大臣のみではなかなかかむずかしい。こうなりますと、この答辞の中にありますように、孤児に対して内閣の中で各省が、建設省は住宅問題、あるいは法務省、労働省、外務省、こういった形の中で対策をとる一つの機関を政府の中に設けて、総合的な施策をして、この人たちが早く日本社会に溶け込むような手だてをひとつ考える必要があるんじゃないか、こう思うのですが、大臣の最後の決意をひとつお伺いをして、終わりたいと思つております。

○林国務大臣 お答え申し上げます。いまの昨年の森下厚生大臣のときのお話しは、私も心に打たれるところがございますが、永住の

わけです。そういう中で、また戦後間もないころには、日本に對しまして、事が前大戰に關します限りは、國際的には必ずしも感情もまろやかでない面も多々あつたような状況でございますので、その中で恐らく遠慮ということからやつてこなかつたというふうに理解しておるのでございますが、一方では、外国の大使館の方その他を公的にお呼びするといふ問題は、これはまた國際的な問題といふ意味もございまして、最近で私どもが承知しておりますところでは、こういう問題はなかなか微妙な点があるので慎重な検討を必要とする性質のものである、こう聞いております。

私どもとしても、できることならばそういう方々からも慰霊の意をいただければうれしいわけではございますが、これを突際に実行に移すかどうかにつきましては、そういった問題多々ございまして、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○和田(耕)委員　この種の独立国家の戦没者の政府主催の追悼会、お祭りには、大概の国が外国の使臣を呼んでおるわけです。戦争は自分が勝手に

やったわけではなくて、他の関係の諸国は無論のこと、近隣諸国との関係のあることですから、やはりそういう国々の方々をお招きして、こういうふうにあれをしているということが、つまり平和を折念をするという意味も含まれるわけですね、そういう形をすれば、大臣、ぜひともその問題を御検討いただきたいと思います。

これはちよつと杞憂かも知れませんけれど

も、ひょっとしたら靖国神社との関係で、千鳥ヶ

淵墓苑に外国の使臣をお迎えすることに何か二の足を踏んでいるのじやないかという感じを私は持つことがある。つまり、外国の大使は皆外国を代表している人、この人たちが墓苑に来れば、靖国神社をちょっとないがしろにするような感じもあるように思う人が日本にはおるわけです。そういう

うことはなかなかめんどろな問題です。問題ですけれども、しかし、少なくとも政府主催で実態は無名戦士の墓という形の墓苑のお祭りに、外国使

臣をお迎えしないというはおかしなことなんです。将来靖国の問題がどう解決されるかわかりませんが、解決された暁には堂々と靖国神社にもお参りしてもらっていいじゃないですか。そういうことを含めまして、ぜひとも春の政府主催のお祭りには外国使臣をお迎えするように御検討、御努力をいただきたい、これが一つでございます。

○林国務大臣 和田先生のお話しはもったいなく、私共も、外国に行きましたら大体その戦没者のお墓には必ず参ることにしており、アメリカに行きましたらワシントンのアーリントンとか、大韓民国に行きましたらやはりそこにあるから、公式でもまず最初に参りまして花をささげるということをやっているつもりでございます。そうした意味で、千鳥ヶ淵は厚生省が主催したり何かしているわけですから、外国の方々にも当然来ていただいて、日本の国のため戦没された方々の霊を弔うとともに平和を祈願するということはおかしな話ではないだろうと私は思います。いままでのいきさつはいま援護局長から御答弁したようなことがあったのだろうと思いますが、ここは外務省当局の感觸もあるでしょうから、その辺の感觸も入れまして前向きで少し考えてみていい話ではないだろうか、こう思います。

御指摘のありました靖国神社問題というのがありますから、この問題になるとまた話が非常にこじがらからくるのだらうと思いますが、この問題だつて話が解決すればお説のようにやってもいい話だろう。どういふふうな形で解決するかということにかかってくるのだらうと思います。そういうことがありますから、外国との話でもございまして、外務省当局とも相談いたしまして、お説の方向でやれるものかどうか検討してみたい、こういうふうな思っております。

○和田(耕)委員 続きまして、秋のお祭りは、千鳥ヶ淵墓苑の奉仕会という団体がありまして、私もその理事をしておりますけれども、この会にも

私は毎回出るのですけれども、問題があると思うことが一つある。この会には外国の武官、主な国はほとんど全部出るのです。そして、皇室からも常陸宮、三笠宮あるいはその他の代表的な方々もお出になるのです。この会は、政府は政府で春やりますから、当然総理大臣御自身に出ているだけなければならぬと思っておりますけれども、あえてそういうことは望まないのです。ただ、皇族の方も出られるし、外国の武官も出られるところに、総理大臣の代理として、四十八年までは厚生大臣が出たり、総理府総務長官が出たり、労働大臣が出たり、官房長官が出たりしているのです。四十九年からは大臣が出られなくなつて、官房副長官とか総理府総務副長官とか、去年は厚生政務次官の津島さん、先ほどおられたけれども、次官が出られるという形になっていく。下は下だけれども、政務次官がまず出て大臣がいいと私は言っているわけではない。ただ、総理大臣の代理としては少し軽少な、つまり軽く扱うような感じを皆持つわけですよ。外国の武官もみんな来ているのでしょ。皇族の代表も見えていくのでしょ。総理大臣代理として官房副長官とか政務次官では著しくかつこうかとれない、そういう感じを私はいつも持つのです。これは少なくとも厚生大臣あるいは官房長官、総理府総務長官等のしかるべき人が総理の代理として出る必要があると思うのです。このことも厚生大臣、ぜひとも真剣に考えていただきたい。これは四十八年までは出ているのです。どういふ理由があったか知らぬが、四十九年からは格下げしつ放しで現在に至っている。余りいい感じはしないのです。この問題は厚生大臣の一人存でもできることだと思ひますので、ぜひとも改めていただきたい。遺族の人たちも皆来ているわけですよ。関係の団体の人も約千人ぐらゐる人が集まるわけですよ。それを、何だか政府がこういうお祭りを軽々見るような印象を与えることはよろしくないと思うことがあります。ぜひともこのことをお願いしたいと思う。いかがでしょう。

○林国務大臣 いまお話しがありましたように、秋の例大祭でございますが、総理は当然出るという御案内はいただいているのでしよう。それで二段格落ちというのでは、正直に申し上げましてちょっといかぬのだらうと思ひます。ただ、いまお話しを聞いておりました、四十九年以降変わったというところ、何かトラブルでもあったのかなというところ、何かおぼつかないところ、でなければ私もふと思つておつたところですよ。でなければ私はしかるべき者が出なければならぬと思ひます。十月十八日ぐらゐです。もし厚生大臣をやつておればぜひ私も参加させていただく、参らせていただきたい、こう思ふのです。

ただ、私がやっているかどうかは別にいたしまして、そういう式典のごときでございますから、格式とかというふうなものはたつとんで行わなければ式典にはならないのだらうと思ひますので、その辺は十分注意してやりたい、こういうふうな思つております。

○和田(耕)委員 ぜひともそのように。たとえば厚生大臣が出たり、ときには労働大臣が出たり、いままではいろいろな関係の大臣が出ていた。官房長官が出たこともあります。どういふ理由か知らないけれども、われわれから見れば何か軽く扱っているなという感じ、これは遺族に対しても外国の使臣に対しても非常にまずいことですよ。政府として御検討を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○林国務大臣 先ほども申し上げましたように、格式の話だと思ふのです。お葬式へ行くとときでも、御本人が行くか奥さんが行くか、そうすると焼香の順序も皆違ふわけですから、やはりそこは考えていかなければならぬと思ひます。

先ほど先生から四十八、九年ぐらゐりから何か変わったというお話しもありましたから、その辺で何かあったのかなと思ひます。私自身はそんなことは記憶に何もないのですが、何かありましたらなんでもすけれども、そうでなければしかるべき措置をとるようにならぬと相談をさせていただきます。こう思つております。

○和田(耕)委員 ぜひお願いいたします。

なお、参考までにこれを差し上げておきましよう。いままでの政府主催、それから奉仕会主催の二つの場合にだれがどう出たかというものです。続きまして、中国の孤児の問題について御質問をいたしたいと思ひます。

私も、この問題に特別の関心を持っている一人でございます。と申しますのは、私は終戦がちょうど旧満洲国の首都の新京でございまして、あの終戦の、言葉ではちよつと言ひあらわせないような非常に不安定な、旧政権は崩れたけれども新しい政権はできていない、全くフナーキーな状態のもとでこの孤児の問題も出てくるわけなのです。新京とか奉天とかハルビンとかチャムスとかいうところには、難民の収容所があらちちらにできるときも十月、十一月と寒さに向かつていくところ、時々たぐさんの人たちが死んでいく。あるいは中国人に子供を渡していく。新京とかハルビンに集まった人はいいのですけれども、その途中でいろいろな形で父母や関係者が命を失ひ惨憺たる状態なんですね。しかも主体は開拓団です。御案内のように、開拓団は日本が降参する直前まで分村計画で日本のいろいろな村から移つていったわけですからね。結局この人たちの中で一番運のいい人があつて何十年も中国で育てられて残つておるのです。いろいろな意味で大変御苦労なさつた人なんです。しかもこれは完全に日本の国策遂行の犠牲になつたという形の人なんです。そういう人でありまして、先ほど同僚議員の御質問もありましたけれども、ひとつ何とか実効の上がるようなことを親身に考えていただきたい。それにつきましては、私も各党の有志の方々ともう五、六年いろいろ努力してまいりました。厚生省の方にも大変お世話になりました。文部省も外務省も関係の各省の方々も非常によくやってくれました。そういうことでようやく、一昨年来何十人かたまたま日本に帰つていろいろ肉親捜しをしているわけなんです。これはもうずっと前から民間の関係団体も大変な御苦労をなすつてやってきました。けれども、もうここまで参り

ますと政府が責任を持ってやってもならなければならぬということで、私どもとやかく申す気持ちは一つもありません。何とかうまくいくように願っているわけなんです。

この段階で一番大事なことは、中国の政府にその気になってもらうことなんです、大臣。これがないとこの問題だけは何ともならない。中国の政府がその気になって積極的に協力してくれるような手だてを、日本の政府、日本の関係団体としては一日も忘れてはならない。これが一番大事なことなんです。そういう段階で起こったのが昨年来の例の養父母の問題なんです。そして、例の四万円を渡して、二十万円を渡して、十万円を渡したという問題なんです。いまの向こうの政府のメンツなりいろいろなことを考えないで、日本の政府が直接中国の国民のだれそれに金を渡すという形、これはぜひとも避けなければならぬ。回り道にしても向こうの政府を立てるといふ形を、いろいろな小さなことでも配慮していただきたい。

養父母の問題はいろいろ御苦労していただいて一応方針として解決したようですが、具体的な取り決めはもうできていますか。

○山本(純)政府委員 これまで合意ができましたことは、養父母の扶養の問題につきましては、中国における扶養に関する法律制度並びに社会慣習上でき上っております。慣習があるようございまして、これにのっとって決める。それから、その結果、その扶養費は原則としては孤児本人が負担すべきであるというところは了解するけれども、そのうちの半分は日本政府が給付金の形で負担をする。残る部分についても、孤児の立場を考えまして孤児本人に経済的、精神的な負担が及ばないように極力努力をするというところまでが取り決められてまして、あともうちょっと細目にわたりますと、地域の問題でございまして、家族の数の問題、あるいは扶養義務者が複数おられる場合その他細かい点が少々残っております、これはただいま在外公館経由で細かい詰めを始めている段階でございまして。

階でございまして。

○和田(耕)委員 局長さん、中国の中での孤児の立場というのは、中国の国籍を持っていますね。いまは中国の国民ですね。その点どうなんです。

○山本(純)政府委員 ごく例外的には、これは選択の機会があったようございまして、そのときに日本国籍を選択して引き継ぎ日本国籍のまま中国に在任しておられる少数の方がおられますが、その他の方は現在少なくとも中国の制度下においては中国籍を持っておられます。ただ、その中にはまた、実は日本国におきましては潜在的に日本国籍がまだに残っているという方もおられます。それがときに二重の国籍、つまり、日本の中で国籍が編製されたけれども、中国ではまだ制度上、書面上国籍が残っているという問題を起こす原因にもなる。ちょっと複雑ではございますが、私の知っておるのはそういうような状況であります。

○和田(耕)委員 私も一昨年、中国の北京あるいは各地方の主なところの人民公社の何カ所か回ったことがありますが、やはり日本と比べると生活程度は非常に低いですね。非常に質素な生活をなさっておられる。それで、日本のけんらんたる消費生活と直接比べるような機会を与える、あるいはそういう心理状態に日本にきた孤児たちにさせるといふことはいかがなものかということですね。そして、向こうへたくさんのおみやげはいい物があるのだと誇らしげにあれするということがどういふ結果になるのか。果たして長い目で見て孤児のためになるのかどうかということもやはり考えてみる必要がありはしないかというのを思っています。今年度の十万円の問題はそういうことを特に思うのです。あれは一昨年は四万円で、去年が二十万円で、今年は十万円というのはどういうふうな気持ちでお決めになったのですか。

○山本(純)政府委員 一昨年、昨年はそれぞれその時点までお寄せいただきました善意の寄附金を、そのときお見えになりました孤児の方に素直

に頭割りでそのまますお渡しした結果でございまして。本年それを差し控えましたのは、幾つかの筋から私どもに注意が喚起されておまして、一つは、ただいまお話しのとおり、非常に向こうにおいて貴重であり高価な品物を多量に持ち帰るといふことは、地域社会への影響にいろいろむずかしい問題があるので極力差し控えるように図ってほしいという、一つの注意の喚起がございました。また一方では、お金の方も、昨年の二十万円と申しますとこれは一年分の給与、しかも相当いい給与に当たるようなことになるものですから、これまた地域社会にいろいろ影響があり、ひいては孤児の方御本人、その家族の方にも影響が出ているというお話しも承っておった。しかし、これはまた、多数の方が大変善意で寄附を下さるわけでございます。私どもとしてもこれをお取り次ぎしないわけにはまいりませんので、私どもなりに、問題の起こることが少ない限度としてこの程度と考へましたのが十万円でございますけれども、実は寄附する方にはその都度、まあ間接的な寄附の場合にはそうできない場合もございましたが、原則として、私どもからこの趣旨をお伝えいたしまして、御本人には一部をお渡しいたします。残る部分は中国孤児問題全般に役立たせていただきます。ということでお受けしたわけではございますが、それにもかかわらず直接孤児の方にそういうものがまた別なルートからかなり手渡され、ことに肉親が見つかつた方の場合には、家族の方からかなりいろいろなおみやげその他がございまして、これが今回中国へ戻られた後いかなる反響が出ているか、正直申し上げて、明年度でございしますが三百八十名と予定しております孤児調査に、何か悪い影響が出なければよろしいかということを実は心配しながら、状況を見守っておりますという状況でございまして。

○和田(耕)委員 私が心配しますのは、先ほど申し上げたとおり、中国の政府がこういう問題をどういふふうと感じ取るかということですね。政府としては表立って何も言っていないようですが、でも、しかし必ずいろいろな感じを持っておると思いますよ、この問題については。孤児たちは当然向こうへ行って、いままでいろいろとあれこれのに対して、もう誇らしい気持ちでいろいろあれするというのはよくわかるし、しかし、ああいう社会で中国の同じ国民から、こういうふうなことを外国からあれされてこういふふうなことになるというところが、私は、日本人が思うような形で素直にはなかなか受け取れないんじゃないかという感じがするのです。これは外務省の方、きょうは来ていると思いますけれども、厚生省も外務省の方とよく連絡をとって、大使館を通じて中国側の率直な反応、気持ちをぜひとも調べる必要があると思いますよ、今後の問題からいって。したがってそういうことをとって、向こうのメンツを立てるといふことをいつも考へて、要すれば、このお金は北京で向こうの政府からあるいは五万円なり十万円なりの形で渡すような、これは支度金を含めて出るときにいろいろな寄附を集めたり金を借りたりする人もおるようですから、そういうことも含めて政府に扱わせるようにするとか、そういう細かい配慮をしないといけない問題だと思ふんですね。今後起こることでありまして、ぜひともひとつ大臣、この問題は御検討いただきたいと思ひます。

○林(国務)大臣 和田議員御指摘のようなことをやはり考へていかなければならないと私も思います。中国孤児の問題は、中国に残留した日本人の方々が引き揚げてくる、こういう話でありますから、ここにはやはり肉親の情愛というものがあろうと思ひます。と同時に、一九七二年九月二十九日の日中共同声明の中で、中国人民に対して心から反省し、おわびを申し上げるということを言っている精神というのは、私は日中兩國の基本的な考え方ではなくてはならないと思ひます。そういう精神の上に立ちまして、いま中国人のメンツというお話しがありました、私は中国という社会はいわゆる仁義の社会だろと思うのです。日本ではどうも薄れてきたけれども、仁義の社会

だと思ふのです。そうした社会の中でいろいろなことを考えたときに、日本では私も当然だと思ふけれども、そういった金を受け取るのはどうだとかいろいろなかがあるだろうと私は思いますから、先生御指摘のように、やはり中国の政府の考え方と聞くと、いろいろなことを細心の注意を払ってこの話は進めていかなければならない問題だろうと思つております。

○和田(経)委員 まだ少し時間がありますけれども、これで私の質問を終わることにいたします。ありがとうございます。(拍手)

○大石委員 長代理 浦井洋君。

○浦井委員 午前中同僚委員から、この改正案についていろいろ御批判があったので、余りダブるところは省略いたしますけれども、肝心の障害年金だとか遺族年金、こういったものの引き上げが見送られておるわけですね。去年一カ月前の改正案が出てきたわけですが、そのときに前大臣の森下さんに私、尋ねたのですが、そのときに彼は「決して一カ月前おくれを固定するつもりはございません。もとに戻すように全力を挙げたい。」という御返事であつたわけですね。ところが、もとへ戻すどころか元も子もなくなった、こういうことで、午前中大臣のお話を聞いておりますと、今度はなかなか知的な表現になりまして、ノーマルな形に戻す方がよいとかいうようなことを言われておる。どうも最近の自民党の厚生大臣は食言ばかりするの。これは一体どうするんですかね。森井委員が言われたように、私も社労になつてもう七年ですが、戦傷病援護法がこういふかこうで出てくるといふことは初めてであります。国年法等改正案が出ないといふのもことが初めてであります。何をされておるのです。

〔大石委員長代理退席、丹羽雄委員長代理着席〕

○林國務大臣 浦井議員にお答えを申し上げます。

去年、森下さんがお答えを申し上げたのは、「この段階で五十八年度の予算を想定したり、ま

た余り希望的な意見を述べることはどうか」と思ふが、「厚生大臣としては、厚生行政のために、特に福祉関係のためには全力を挙げるといふことを申し上げたい」といふふうなことを言っているようにございませう。

私は、今回こういうふうなことになるのは、もういふまでもなく御説明するまでもない、先生よく御承知のとおりでございます。人事院勧告をやむを得ず凍結をするというふうな話から始まりまして、恩給その他のものも引き上げを行わないというふうなことに関連をする一連の措置だといふふうにおかれれば考えているところでございまして、こうしたことが、先生には過去七年間ずっと続いてきて、毎年上がってきた、毎年上がるというふうな話をやってきた、こういうことだろうと思ふのです。それがそういふ、まさに異例な時期であるからやはり異例な取り扱いをしなければならなくなつた、こういうことでございまして、非常に残念なことだと思ひますが、全体の体制の中からすれば、こうしたことでお断りをせざるを得ないというのがわれわれの立場でございませう。ノーマルとか何とかというお話はございませう。私が朝申し上げましたのは、やはりそういうことが起こらないようならば、財政の状況というものができただけ早く回復をしなければならぬ、そういうことの中でいままでのようなことができるようにするのが政府の役割りではないだらうかということをお願いした次第でございませう。

○浦井委員 ますます悪い答弁であるわけなのですが、これは少し無理になりまして、恩給法に横並びしなければならぬという決まりは法律にないわけですね。だから大臣に強勇があれば、あえてやってやれぬことはなかったと私は思ふわけですよ。それほど、厚年国年もそうでありまして、物価スライドというものはこの年金、諸手当制度の柱であるわけですね、これは大臣御承知のように、去年も引用したと思ふので

すけれども、社会保障制度審議会の答申の中で、たとえば四十七年度、十年ほど前になりますけれども、「スライド制を初めて採用したことは画期的である。」このとき初めて採用したんですね。そして「財政再計算期をなるべく縮めて、賃金、物価、生活水準等の動向を勘案し、給付水準を調整すべきである。また、スライド制の時間的ずれを是正するよう努力すべきである。」こういうふうな言っている。次の年の四十八年には、各種の年金等の現金給付等について「その実質価値を維持し、予定された生活水準を確保する措置が最低限度必要である。年金における自動スライド制の採用や、年金額の算出の基礎となる過去の報酬を再評価する方式の確立等は、その適例である。しかしこれらの措置を実施する場合のタイムラグは、インフレーションの進行が急速化するほど重大となるのは当然で、それを短縮する方法を講ずべきである。」主にタイムラグの解消を言っているわけですが、しかしその大前提としては、やはり物価スライドという制度が取り入れられて、これを人間の体で言えはびとみのように大事にしなければ、年金制度、諸手当制度というのは崩壊するんだということをまた言っておるわけなんだと私は理解をしておるわけなんです。

そこで、さっきの問題はこれ以上議論しても大臣の立場から前向きな答えは出ないと思ひますので、来年が年金再計算期であるわけですが、山口さんおられるわけですが、そのときにやはりこのスライド条項をもっと重視するといふ意味で、これを拡充するといふ意味で五割を、去年はやつたわけですから、五割以下であつてもスライドするんだというように、やはり来年の法改正を考へる場合に検討項目にしなければならぬのではなからうか、またなつておるんだらうかという問題ですが。

○山口(新)政府委員 いまお話しございましたように、物価スライドの問題は、現在制度全般について検討を進めております社会保険審議会の厚生年金保険部会でも大事な項目の一つでございまして、五割という基準あるいはそのスライドの時期、それから指標のとり方、そういうものにつきましてもいろいろ御議論がかわかっているところでございます。

○浦井委員 大臣に一つ要望しておきたいのですが、やはり物価スライド制度というものをよく広く充実させるということのために真剣に努力をしてほしいということですが、簡単にちよつと決意のほどを。

○林國務大臣 私は、物価スライド制というのは、著しき物価の変動に対応して年金が安定的な仕組みになるようなことを考えて行われた制度だと思ふのです。制度としてはそういうことだと思ふ。一般的な社会の中におきましては物価は余り上がらないといふのが前提でありまして、その中で上がったときにはやはり何かするといふのが、私は物価スライドの制度だろつと思ひますから、そういった制度の本質論を少し議論していただろう。いまの先生のお話は逆のお話だろつと思ひますが、そういうものも含めていま厚生年金部会でいろいろ議論をしているようにございませうから、その議論の結果にまちたい、こういうふうな考えをしております。

○浦井委員 これはなかなか、本質議論をやりよるとこれだけで時間がなくなるわけであれなんです。遺骨収集の問題についてひとつお聞きをしたいのです。

私が聞きたいのは、沈没した船ですね。沈没船、沈没艦船といふんですか、この中の遺体の収容の状況がどうなつておるかということをお願いいたします。

○山本(純)政府委員 艦船が沈没いたしました場合には、かなりの多数の方が犠牲になられ戦没されることは当然なわけでございますが、残念ながら多くの艦船は技術的に届きかねるところに所在しておるわけでございます。従来とも沈没艦船からの遺骨の収容ということとは原則としてはやっておらないわけでございますが、しかしながら、一部にはきわめて浅い海に船が沈没いたしました場

合、具体的には五、六十メートル程度までというところがございますと、これは技術的にも十分対応可能でございますので、これまでもそういう艦船につきましては幾つか遺骨の収集をいたしてきただけでございます。

○浦井委員 私がいま取り上げたいのは、いまでも傍聴に来ておられるわけなんです、トラク諸島、トラク環礁ですね。ここで一体どうなっているのか、その状況をどう認識しているのかというところなんです。

○山本(純)政府委員 私どもが承知しておりますところは、トラク環礁内で沈没いたしました艦船は三十三隻、そのほとんどが昭和十九年二月十七日の空襲によるものというふうに聞いております。また、環礁外には十四隻が沈没しているという状況を把握しております。

これらの艦船の中で、収容できていない戦没者の推定数は約五百三十名ということでございまして、そのうちこれまで収容できたのは、昭和二十六年に第三南丸をサルベージすることができまして、その際二十七柱の遺骨を収容いたしました。また、昭和四十八年九月には地元政府との間の交渉が成立いたしました、伊号百六十九に限定いたしましてその遺体のみの収容が可能となりまして、その際七十六柱が収容できたものでございまして、残余は、いまだに収容できないまま環礁内に眠っておられるという状況でございます。

○浦井委員 いまの局長のお話では、トラク環礁内外で合わせると四十七隻、こういうことだそうであるが、私どもは、内外合わせると百隻に上る艦船が沈んでいるというふうに言われておるわけでありまして、こういう沈没艦船に対して、アメリカの国防省並びにトラク政府は、戦争の記念品の博物館として保護命令を出して手厚く保護しております。そのために、当時そのまゝの姿のまま沈船がいまでも見られるが、この沈船を見る目的で世界じゅうからダイバーが集まってくる、こういうことなんです。

高槻市に住んでおられる吉村さんというダイバ

ーの方が、昨年の暮れから私どものところにずっと訴えておられておるわけです。その方のお手紙によりますと「現在、スポーツダイバーが、トラク環礁の沈船にダイビングを行い、容易に遺骨を発見できる船は二隻あります。その一隻はオイルタンカー「神国丸」であり、もう一隻は特設巡洋艦「愛国丸」である。こういうことなんです。

その手紙を少し読んでみますと、大臣、これがこの十七日の朝日新聞にも出たのですが、「この神国丸は、トラク沈没ダイビングスポットとして最もポピュラーなものだ。観光物になっておるのですね。」「ここトラク環礁を訪れるダイバーのほとんどがこの神国丸を見る事となる。神国丸の一番の見処は、日本兵の骨であり、この沈船に潜水するすべてのダイバーがこの兵士達に会う事となる。それは、ダイビング・ガイドである地元のダイバーが彼ら兵士の骨を暗い船室からわざわざ出して見せてくれるからである。ガイドされたダイバーは、それぞれにこの骨を手に取り、記念撮影をするのである。つまり彼等兵士の骨は、今やダイバーの見せ物であり、地元の潜水ガイドの商売道具と成っているのが現状である。

誠に情けない話である。」「ここに神国丸という分類のあらががありますね。ここに持つてきておられますけれども、三月十七日に朝日新聞が記事を出して、この写真もそこにあると思うのですが、こういう状態、これは一体どうしますか。

○山本(純)政府委員 私どもとしても、すでに数年前からそういう状況は折に触れて耳にいたしてきただけでございます。大変心を痛めている次第でございます。しかしながら、これは日本国の領土外の問題でございます。私どもとしてこの遺骨を収集するためには、ミクロネシア連邦のトラク州政府というところとの間で交渉ができればいいと引き揚げに出かけることができない状況でございます。いま現在在外務省にお願いをいたしまして、人道的な見地からもぜひひとつ、そういう技術的に引き揚げの可能な遺骨については私どもに収集を許可するように鋭意交渉中

でございます。

○浦井委員 いまの神国丸、それから愛国丸というのがあるのです。この船も少し説明をいたしますと、一万四千三百七十七トン、大阪商船が戦前、開戦前ですね、アフリカ東岸に就航する目的で建造された客船であるが、一度もこの航路に就航することなく、姉妹船の報国丸とともに海軍に徴用され、特設巡洋艦に改造された。そして一九四四年二月十七日未明、米機動部隊の空襲を受けて沈没した。防衛庁資料室によると、当日二百六十六名が乗船をしていたとある。現在愛国丸は夏島というのですかデブロン島の東側約八百メートルの沖、最大水深七十メートルの海底に着定しております。人骨の最もたくさんある船室の水深は五十五メートルから六十五メートルというところでありますから、先ほどの局長のちょうどリミットぎりぎりのところぐらいの水深であるわけなんです。そこで、実際に行かれた方からやはり手紙をいただいておりますが、こういうことなんです。

狭い入口から船内に入る。右に回り、つまり艦首の方向へとゆっくり移動して行く。ヘドロが巻き上る中で水中ライトの光がとどろ限りそこに見えるのはおびただしい数の人骨であつた。さらに六、七メートル奥に入る。頭蓋骨、大腿骨、上腕骨、そして肋骨に至るまでまさに骨の山である。その盛り上がった骨の山にそつと腕を差し込んでみた。腕のとどろ限り手に触れるものはすべて骨であつた。全身に鳥肌が立った。私とガイドのミスター・キムオとであらかじめ島で採った花を兵士達の骨の山に供えて暫く合掌した。この兵士達の何と惨めで哀れな事か。

こういうお手紙をいただいております。ですから、先ほども言いましたように、やはりこれは最大限の努力をして、大臣在任中に、予算がないというようなことは言わせませんので、お金がないというようなことは言わせませんので、向こうと積極的に折衝をして、外務省も巻き込んで、そして最大限の努力をして遺骨収集をやつて

いただきますと思うのです。

○林国務大臣 私はお金がないなどというようになことをこの問題については申しませんから、その点はひとつ御安心をいただきたいと思ひます。遺骨の問題は、いまでも写真を配りましたが、私も非常に残念なことだと思ひます。まだこうした戦争のときの遺骨が残っているということ自体が非常に残念なことでございます。一生懸命これは回収をしていかなければならない、こう思っておりますのでございまして、いま政府委員からお話を申し上げましたように、外務省を通じてミクロネシア連邦トラク州政府に対して、向こうの許可をとるというところで努力をしているところでございます。なかなかその許可がとれない。外交交渉はなかなかむずかしいようございまして、私は、国民感情をいたしましてやはり何か解決をしなければならぬ、こういうふうな気持ちを持っておりまして、格段のしり押しをいたしたい、外務省に対して再度督促するように話をいたしたい、こういうふうに考えておるところでございます。

〔丹羽(雄)委員長代理退席、委員長着席〕

○浦井委員 この記事がいろいろな新聞に出まして、いろいろなところからお手紙をいただいております。たとえばこれは須崎市の方です。かつてトラク島を基地として南方作戦に従事をして、最後には、昭和十九年二月にトラク環礁南水道にて被雷沈没、受傷の上、当時夏島にあった第四海軍病院へ収容されて、二月十七、十八日の大空襲を経験された方なんです。去年の三月にトラク島を訪ねておられる。その方から吉村さんにあてられた手紙を少し、この項の最後で朗読してみたいと思ひます。

何よりもおどろかされたことは、当時の沈んだ船舶が周辺の海に戦争博物館としてそのまま残されていたことです。船や物が博物館として残されることはまあ納得出来ることとしても、私達がかつて同じ釜の飯を食い生死を共にと誓った戦友が遺骨のままでそこに放置されている

第一類第七号 社会労働委員会議録第六号 昭和五十八年三月二十四日

事実は何といつても容認しがたく、何としてもこれが引きあげに微力をつくさねば……それが生きている私共の勤めであらうかと、帰国後も海軍関係の会合へは出来る限り出席してトラック島の実情を皆に訴えておりますが、何として微力で、これといった力添えにもならず失意をかこっているところです。

それから、その沈没の様様ですね。実際に遭われた方です。軍医や看護婦さんたちはそれぞれ防空ごうに入つたままで、唯、一部の動かさない私共重症の者たちだけが高台にある病院のベッドで、米機の二日間の思いのままの乱舞を見守つていました。重油タンクをはじめ竹島、春島の飛行場、在泊船舶は殆どやられました。愛国丸は丁度私が横臥した方向の海上三キロ位のところで被弾し、物すごい轟音と共に沈んで行きました。病院のガラスも飛び散り一瞬耳を覆う惨状でしたが、頭をあげてみるともう愛国丸の姿はありませんでした。

リンデマン氏(潜水を趣味とするドイツ人で、トラック周辺の沈船の写真を丸善より出版、厚生省へ再三にわたって遺骨の引きあげを陳情している)もこの船に再三潜られていたとか、沈没の時の様子などいろいろ聞かれました。そして最後にぽつりと言われた言葉、戦争は空しいものというひとことに心をうたれました。

私共も今度のトラック島行きでいろいろものを得てかえりましたが、何といつてもその最大のものは、戦争はおろかで悲惨でばかげた行為であり、その反対に平和こそどれほど貴重な大切なものであるかという事を身をもって感じとったことです。二度とこの様な不幸な戦争をさせない事こそこの戦争で生き残った我々の最大のつとめであり、余生をそのためにささげたいと念じています。今日もトラック島は青い空のもと相変らぬ平和で静かなたずまいであらうと思います。でもその周辺のエメラルドグリー

ーンの海の底には数々の遺骨が故国へ帰る日を待ち望んでいるのです……。

それから、北海道の方からも手紙が来ております。ここに乗り組んでおられた人です。

多くの戦死者が今なお、サンゴ中とは言へ、只一途に国の為めにと、祖国を離れ、なすすべもなく戦死され、今尚放置されて居るとは何とも心が痛みます。

これは趣旨は皆、非常に残念だ、まさにこの遺骨の収集が終わらなければ本当に戦後は終わらないのだという心を心の底から願つておられるというふうに、私は読んで痛感をいたしました。

そこでこういう人たちが、トラック島におられた方あるいはその船に乗つておられた方を初めとして、先ほど言いました吉村さんを初めとしたこのスポーツダイバーの方たちも含めて、何とか民間人として遺骨収集に協力したいというふうに申し出ておられるわけですね。だから、ぜひ厚生省としても、いままでは大臣は格段の努力をしたいという事でありますが、大臣在任中の仕事として、

こういう方たちの協力も得ながらぜひ積極的に外交折衝をやつていただいて、特に神国丸、七休だというふうに言われているのですが、ショーになつて、いるわけですね。だから、こんなことのないように、それから二百六十何人の方が沈んでおられる愛国丸、この遺骨収集を急いでいただきたい、このように私は思うのですが、どうですか。

○林国務大臣 先ほど申し上げましたように、遺骨がこうして残つておるといふことを当時一緒ににおられた方々は本心にわがことのように残念がつておられることだと思ひますし、いま先生のお読みになりました文章は心を打たれるものがござい

ます。私も全く同感でありまして、もしも私の友達がそういうことになつたら何となくかしてや

らなければならぬ、こういうふうな気持ちでい

つぱいでございませう。同胞のそういうことがない

ない話でありまして、交渉抜きでやつていくといふことはできない話でございますから、十分交渉いたしまして話をつけて、無事遺骨が帰るようになりたい。またいろいろな形で御協力、向こうの政府との話もあるでしょうし、日本の国内のいろいろな問題もあるでしょうから、そのときの問題として考えさせていただきます。御協力を

していただく好意は喜んでお受けいたしたい、こう考へております。

○浦井委員 ひとつ精力的に早くやつていただきたいというのを要望しておきたいと思うのであります。

そこで、戦傷病者援護法というものはもちろんですが、先ほど出てまいりました原爆医療法、これはいづれも老人保険法による医療の給付外ということに政令でなつておるわけですね。これで吉原さんの出番になるわけですが、そこで、この戦傷病者援護法の七十歳の方も、それから原爆医療法の認定疾患の方も、これは一部負担なしですね。そうですね。

○吉原政府委員 そういふことでございませう。

○浦井委員 それで、しかも原爆医療法の一般疾患、いわゆる十一種疾患については、これはきのうも聞いたところでは、被爆者援護という趣旨に基づいてこれも予算措置をされておるわけですね。

○三浦政府委員 原爆被爆者の一般医療につきましては、これは予算措置として、一部負担分を予算措置をして見ております。一部負担分を公費で見ております。原爆医療費です。

○浦井委員 それからもう一つ、最近老人保健法の実施の後で厚生省が非常に注目されておられる現象として、全都道府県ですね、七十歳以上の重度障害者の方に対する一部負担も、これは地方自治体として何とか一部負担なしでやっているわけですね。

○吉原政府委員 私どももいたしましては、老人保健法の趣旨に照らして、この法律と整合性をとった施策ということをお願いをしているわけですね。

ざいませけれども、いま御質問にございましたように、大部分の都道府県におきましては、身体障害者等につきましては、特に重度の障害者の方に

つきましては、この一部負担は免除する、あるいは肩がわりするといふような措置をとっているところが多いといふふうに承知をしております。

○浦井委員 それに対して厚生省は、例の五十八年度二十二億とかいう老人保健臨調などに関し

て、ペナルティー的なことをやる気はございませぬね。

○吉原政府委員 いま申し上げましたような地方単独事業につきましては、お願いをしているわけ

でございますけれども、それに従わずといひますか、地方が最終的にいろいろ御判断をされて

何らかの形で単独事業をされたという場合でも、私どもとしては、制裁措置といふのはどういふこ

とをお考えになつておられるかわかりませんが、そういった性格の措置をとるつもりはございませぬ。

ただ、いまちょっと御質問にございました老人保健法の実施に伴う臨時財政調整交付金というの

がございませう。ほんのわずかな金額で、五十七年度では二億八千万といふわずかな金額でござい

ますが、この配分につきましては、市町村なり都道府県、実際には市町村を対象に考へておりますけれども、老人保健法を適正に実施することによ

つて負担がかなりふえる、その負担を緩和する、こういう趣旨の調整交付金でございませうので、法律以外の単独事業をおやりになつたその負担増につきましては対象にならない、制裁ではなしに、もともとそういう対象にすべき補助金ではないといふふうに考へておるわけでございます。

○浦井委員 いや、私が言っているのは五十八年度二十二億を言っているわけですね。五十七年度の話はわかりました。

そこで、一つ私の要望なんですけれども、そういうふうなところで、先ほどから言いましたように国家補償的な部分については一部負担はとらないといふふうになつておる重度の障害者に対しては、都道府県がやっておる重度の障害者に対して

も一部負担を地方単独事業としてやっておる場合には、これも、ここの言葉遣いがむずかしいのですけれど、どうも天下に名だたる吉原さんの、ちよつと言ひ過ぎかな——の言葉であるわけですが、まあ黙認をするということである。というこゝとになってきますと、私が要望したいのは難病です。現在二十四特定疾患ということでありまして、けれども、スモンを初めとして六十九歳までは無料であったのが七十歳になったらやはり一部負担がある。それでいろいろ問題も起こしておるわけなんです。だから、これはきのうもいろいろ聞いたのですけれど、確かに社会保険が今度は老人保健にかつたのだから、こういう人は自己負担してもらうのだというふうな乱暴な言い方も、それは制度的には言えるかも知れぬですけれども、一方では、そういうふうなことで一部負担をとらないというふうなルートがあるわけですから、難病についても七十歳以上の方、一部負担は何とか国なり地方なりが協力をして、工夫をして、本人さんからは取らないというふうにするのが情ではないかと私は思ふのですが、これは公衆衛生局長。(私語する者あり)

○稲村委員長 お静かに願います。
○三浦政府委員 難病患者の七十歳以上の方の老人保健法の適用によりまして一部負担につきましては、老人保健法制定のときに、一応七十歳以上の方々につきましては無理のない範囲でひとつ自分の健康は自分で守る、そういう自覚も高まる、あるいはまた無理のない範囲で御負担いただく、こういう趣旨で割り切っておりますので、難病の方だけにその一部負担を公費で見るといふことは、やはり横並びの線からいって非常にむずかしいのではないかとこのうに考へてゐるわけでございます。

○浦井委員 この質問を吉原さんに同じように答えてもらふのはいかぬわけですか。
○吉原政府委員 私が答えしなくても、いま公衆衛生局長がお答えしたと同一ような答弁になりますので、御了解いただきたいと思ひます。

○浦井委員 それは当然そうだと思いますね。

それで大臣、大体私の言わんとする趣旨はおわかりになつていただいたと思ふのです。私もはっきり申し上げて、きょうもスモンの被害者の方が来ておられるし、この間、スモン協議会の方と一緒に結核難病課長にお会いしたときに、やはり五十八年度については何とか地方の肩がわりみたいな、肩がわりと言つたらいかぬですが、というふうなかつこうでやつてもらつて、五十九年度からは厚生省としても予算措置をとりたいやに私はそのとき理解したのですが、これは大臣、ひとつ厚生省挙げて努力していただくわけにいきませんか。

○林國務大臣 いまのお話ですが、役所から答弁すればさつきのような答弁になるだらうと思ひます。それは、法律を厳正に執行しなければならぬ行政官としてはそうだと思ひますし、その長にある私が別のことを言つてもおかしいのです。が、やはり政治的に考えますと、難病というのはなかなか大変なことである。読んで字のごとく、むずかしい病氣と書いてあるわけですから、大変な問題があると私は思ふのです。先ほど原爆の話も出ました。だからやはり、何かこゝは考へていかなければならない点があると私は思ふのです。あると思ひますから、どういふようなことであるかといふのは少し考えますが、やはり何かやつていかなければ政治にはならないではないだらうか、こういうふうな思つていきますから、少し考えさせてもらひます。検討いたしますということでは御答弁にいたします。

○浦井委員 前向きに検討をしていただきたいと思ふ。政治家の話というふうなかつこうの俗っぽい話ではなしに、やはり行政的にも政治的にも、情もあり理もあるんだというふうな形での前向きの検討をお願いしたいと思ふので、大臣、もう一言だけ。
○林國務大臣 政治的という言葉が何か足して二で割るというふうな話にとられたら困るのですが、やはり情を持って当たらないければならぬ。

それが一つの大きな柱になるだらうと思ふのです。そういう意味で、何か考へていくことをやらなければならぬ問題ではないかというふうな考へてゐるということを申し上げておきます。
○稲村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○稲村委員長 田口一男君外三名から、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合四派共同提案に係る修正案が、また、浦井洋君外一名から、日本共産党提案に係る修正案が、それぞれ委員長の手元に提出されております。
両修正案について提出者より順次趣旨の説明を求めます。田口一男君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○田口委員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、
一、第一項の障害年金の額、現行三百九十五万五千円を四百四十九万九千円とする等障害年金、障害一時金及び遺族年金、遺族給付金の額を、四・九%を基準として、それぞれ引き上げること。

二、勤務関連の重症者が平病死した場合の遺族年金の額、現行二十五万九千円を三十六万円とし、これに伴ひ平病死及び併発死に係る遺族年金及び遺族給付金の額を、それぞれ引き上げること。

三、施行期日を昭和五十八年四月一日とするにと。
以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○稲村委員長 次に、小沢和秋君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○小沢(和)委員 私は、ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本共産党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。政府が今国会に提出した同法改正案は、平病死に係る遺族年金及び遺族給付金の引き上げだけにどまり、これまで毎年行つてきた障害年金等の引き上げを行つておりません。

物価が上昇しているにもかかわらず、国家公務員給与を凍結し、これを理由として年金等のスライドを停止した今回の措置は、同法による年金受給者の切実な願いを踏みにじるばかりか、権利として定着し、事実上制度化しているスライド制を崩すものであり、わが党はこれを認めることはできません。

よつて、本法律案の一部を修正し、従来政府が人事院勧告に沿つてつてきた方式により、次のとおり引き上げようとするものであります。
その第一は、第一項の障害年金の額、現行三百九十五万五千円を四百四十九万九千円とする等、障害年金、障害一時金及び遺族年金、遺族給付金の額を四・九%を基準として、それぞれ引き上げること。

その第二は、施行期日を昭和五十八年四月一日とすること。

以上であります。
何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○稲村委員長 以上で両修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、両修正案について、それぞれ、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。林厚生大臣。

○林国務大臣 ただいまの日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ・民主連合提出の修正案については、政府としては反対でございます。

ただいまの日本共産党提出の修正案については、政府としては反対でございます。

○稲村委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決の順序は、まず、田口一男君外三名提出の修正案について、次に、浦井洋君外一名提出の修正案について、最後に、原案について採決いたします。

まず、田口一男君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、浦井洋君外一名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○稲村委員長 この際、大石千八君外六名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び楠澤弘治君共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。大石千八君。

○大石委員 私は自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び楠澤弘治君を代表し、本動議について御説明いたします。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、適切な措置を講ずること。

三 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

四 満州開拓青年義勇隊開拓団については、国境及び満鉄警備等に関する事実を調査するため、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

五 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状に

かんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等については、更に積極的に推進すること。

六 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

七 中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に進捗するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

八 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

九 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○稲村委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林厚生大臣。

○林国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○稲村委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲村委員長 森井忠良君外六名提出、原子爆弾被爆者等援護法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。森井忠良君。

原子爆弾被爆者等援護法案

〔本号末尾に掲載〕

〔委員長退席、今井委員長代理着席〕

○森井議員 私は、ただいま議題になりました原子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島・長崎に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬にして三十万人余の生命を奪い、両市を焦土と化したのであります。

この原子爆弾による被害は、普通の爆弾と異な

り、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、大量無差別に破壊、殺傷するものであるだけに、その威力ははかり知れないものがあります。

たとえ一命を取りとめた人たちが、この世の出来事とは思われない焦熱地獄を身をもって体験し、生涯消えることのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦にさいなまれながら、今日までようやく生き延びてきたのであります。

ところが、わが国の戦争犠牲者に対する援護は、軍人、公務員のほか、軍属・準軍属など国との雇用関係または一部特別権力関係にあるものに限定されてきたのであります。しかし、原子爆弾が投下された昭和二十年八月当時の、いわゆる本土決戦一億総抵抗の状況下においては、非戦闘員と戦闘員を区別して処遇し、原子爆弾による被害について国家責任を放棄する根拠がどこにあるのでしょうか。

被爆後三十数年間生き延びてこられた三十七万人の被爆者と、死没者の遺族のこの以上待ち切れないという心情を思うにつけ、現行の医療法と特別措置法を乗り越え、国家補償の精神による被爆者援護法をつくることは、われわれの当然の責務と言わなければなりません。

特に昨年六月に国連軍縮特別総会が開かれ、ニューヨークでは百万人の反核集会が開かれました。わが国内においても、反核・軍縮を求めて草の根運動が進展し、その原点として被爆者援護を求める声が一段と高まっている折から、政治もこれにこたえるべきであります。

国家補償の原則に立つ援護法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であって、国際法違反の犯罪行為であります。したがってたとえサンフランシスコ条約で日本が対米請求権を放棄したものであっても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があるからであります。

しかも、原爆投下を誘発したのは、日本軍国主義政府が起こした戦争なのであります。われわれがこの史上最初の核爆発の熱線と爆風、そして放射能によるはかり知れない人命と健康被害に目をこらさねばならぬ。被爆者としての日本が、恒久平和を口にする資格なしと言わなければなりません。

第二の理由は、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始し、また終結することの権限と責任が日本国政府にあったことは明白であるからであります。

特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、六十五歳以下の男子、四十五歳以下の女子、すなわち、全国民は国家権力によってその任務につくことを強制されていたことは紛れもない事実であります。今日の世界平和が三十万人余の犠牲の上に起こったとしても、再びこの悲劇を繰り返さないとの決意を国の責任による被爆者援護法によって明らかにすることは当然のことと言わなければなりません。

第三の理由は、すでに太平洋戦争を体験している年代も数少なくなり、やがて戦後三十七年が過ぎ、被爆者にとつては心の傷跡は永久に消えないとしても、その方々にとつては援護法が制定されることによって初めて戦後が終るのであります。

私たちは以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属、準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することとしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため年間に定期二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行うとともに

に、被爆者の負傷または疾病について医療の給付を行い、その医療費は、七十歳未満の被爆者については現行法どおりとするともに、老人被爆者についても、老人保健法にかかわらず、本人一部負担、地方自治体負担を国の負担といたしました。なお、治療並びに手術に際しては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゅう、マッサージをもあわせて行い得るよう別途指針をつくることにいたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として月額三万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被爆者が安んじて医療を受けることができるよう月額十万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかった者に対して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行うことにしたのであります。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じて、年額最低三十万二千二百円から最高五百七十九万三千五百円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるに当たっては、被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第六は、特別給付金の支給であります。本来なら死没者の遺族に対して弔慰金をあらわすため、弔慰金及び遺族年金を支給すべきであります。当面の措置として、それにかわるものとして百万円の特別給付金とし、五年以内に償還すべき記名国債をもって交付することにいたしました。

第七は、被爆者が死亡した場合は、十五万円の葬祭料を、その葬祭を行う者に対して支給することとしたのであります。

第八は、被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合には、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第九は、原爆孤老、病弱者、小頭症その他保護、治療を必要とする者のために、国の責任で収容、保護施設を設置すること。被爆者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置、運営の補助をすることにいたしました。

第十は、厚生大臣の諮問機関として、原爆被爆者等援護審議会を設け、その審議会に、被爆者の代表を委員に加えることにいたしましたのであります。

第十一は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするともに、必要な助成を行うことにいたしました。

第十二は、日本に居住する外国人被爆者に対しても本法を適用することにしたのであります。

第十三は、厚生大臣は、速やかにこの法律に基づく援護を受けることのできる者の状況について調査しなければならないことにいたしました。

なお、この法律の施行は、昭和五十九年一月一日であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

被爆後三十八年を経過し、再び原爆による犠牲者を出すという原爆禁止の全国民の願いにこたえて、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに可決されるようお願い申し上げます。(拍手)

○今井委員長代理 これにて趣旨説明は終わりました。

○今井委員長代理 この際、お諮りいたします。

第九十四回国会、金子みつ君外五名提出、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案及び第九十六回国会、森井忠良君外三名提出、労働基準法の一部を改正する法律案の両案について、

それぞれ提出者全員から撤回の申し出がありません。

これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○今井委員長代理 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可することに決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（田口一男君外三名提出）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条を次のように改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中「二、七六八、五〇〇円」を「二、九〇四、三〇〇円」に、「三、九五五、〇〇〇円」を「四、一四九、〇〇〇円」に、「三、二八六、〇〇〇円」を「三、四四七、〇〇〇円」に、「二、六九七、〇〇〇円」を「二、八二九、〇〇〇円」に、「一、一三〇、〇〇〇円」を「一、二三四、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、八〇四、〇〇〇円」に、「一、三八六、〇〇〇円」を「一、四五四、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、一五三、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、一五三、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、九二五、〇〇〇円」を「九七〇、〇〇〇円」に、「一、七四二、〇〇〇円」を「七七八、〇〇〇円」に、「一、六五四、〇〇〇円」を「六八六、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に、「九万六千円」を「十万二千円」に、「八万四千円」を「九万六千円」に、「十三万

八千円」を「十五万六千円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に改め、同条第七項の表中「四、二〇七、〇〇〇円」を「四、四一三、〇〇〇円」に、「三、四九〇、〇〇〇円」を「三、六六一、〇〇〇円」に、「二、九四九、〇〇〇円」を「三、一四一、〇〇〇円」に、「二、四六〇、〇〇〇円」を「二、五八一、〇〇〇円」に、「一、九七三、〇〇〇円」を「二、〇七〇、〇〇〇円」に改める。

第八条の二第一項の表中「二、一〇八、六〇〇円」を「二、二二一、九〇〇円」に、「三、〇一二、三〇〇円」を「三、一五九、九〇〇円」に、「二、五〇四、九〇〇円」を「二、六二七、六〇〇円」に、「二、〇六二、三〇〇円」を「二、一六三、四〇〇円」に、「一、六三三、七〇〇円」を「一、七二二、七〇〇円」に、「一、三二四、六〇〇円」を「一、三八九、五〇〇円」に、「一、〇二二、八〇〇円」を「一、〇九七、四〇〇円」に、「一、〇二二、八〇〇円」を「一、〇九七、四〇〇円」に、「一、八八八、二〇〇円」を「九三二、七〇〇円」に、「一、七三三、五〇〇円」を「七四八、五〇〇円」に、「一、五七六、五〇〇円」を「六〇四、七〇〇円」に、「一、五〇五、四〇〇円」を「五三〇、二〇〇円」に改め、同条第三項の表中「三、二〇四、四〇〇円」を「三、三六一、四〇〇円」に、「二、六五八、八〇〇円」を「二、七八九、一〇〇円」に、「二、二八〇、三〇〇円」を「二、三九二、〇〇〇円」に、「一、八七三、五〇〇円」を「一九六五、三〇〇円」に、「一、五〇三、二〇〇円」を「一、五七六、九〇〇円」に改める。

第二十六条第一項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「百三十二万六千円」を「百三十七万三千三百円」に、「百三十二万六千円」を「百三十八万八千円」に、「百四万七千円」を「百九万四千円」に改め、同条第三項の表中「二、五九、〇〇〇円」を「二、六〇、〇〇〇円」に、

第二十三条第一項第八号から第十号までは同条第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

を

第二十三条第一項第八号又は同条第二項第七号に掲げる遺族	三一八、〇〇〇円
第二十三条第一項第九号若しくは同条第二項第八号に掲げる遺族	二七〇、〇〇〇円

に、「一、一六、六〇〇円」を「一、二二、一〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「三万二千六百円」を「三万七千三百円」に改める。

附則を次のように改める。

附則

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定を除く）及び第三条の規定（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定を除く）は、同年十月一日から施行する。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十八年度約四十七億三千五百万円の見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案（前井君外一名提出）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条を次のように改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中「二、七六八、五〇〇円」を「二、九〇四、三〇〇円」に、「三、九五五、〇〇〇円」を「四、一四九、〇〇〇円」に、「三、二八六、〇〇〇円」を「三、四四七、〇〇〇円」に、「二、六九七、〇〇〇円」を「二、八二九、〇〇〇円」に、「一、一三〇、〇〇〇円」を「一、二三四、〇〇〇円」に、「一、七二〇、〇〇〇円」を「一、八〇四、〇〇〇円」に、「一、三八六、〇〇〇円」を「一、四五四、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、一五三、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、一五三、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、九二五、〇〇〇円」を「九七〇、〇〇〇円」に、「一、七四二、〇〇〇円」を「七七八、〇〇〇円」に、「一、六五四、〇〇〇円」を「六八六、〇〇〇円」に改め、同条第二項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に、「九万六千円」を「十万二千円」に、「八万四千円」を「九万六千円」に、「十三万

八千円」を「十五万六千円」に改め、同条第三項中「十四万四千円」を「十五万六千円」に改め、同条第七項の表中「四、二〇七、〇〇〇円」を「四、四一三、〇〇〇円」に、「三、四九〇、〇〇〇円」を「三、六六一、〇〇〇円」に、「二、九四九、〇〇〇円」を「三、一四一、〇〇〇円」に、「二、四六〇、〇〇〇円」を「二、五八一、〇〇〇円」に、「一、九七三、〇〇〇円」を「二、〇七〇、〇〇〇円」に改める。

第八条の二第一項の表中「二、一〇八、六〇〇円」を「二、二二一、九〇〇円」に、「三、〇一二、三〇〇円」を「三、一五九、九〇〇円」に、「二、五〇四、九〇〇円」を「二、六二七、六〇〇円」に、「二、〇六二、三〇〇円」を「二、一六三、四〇〇円」に、「一、六三三、七〇〇円」を「一、七二二、七〇〇円」に、「一、三二四、六〇〇円」を「一、三八九、五〇〇円」に、「一、〇二二、八〇〇円」を「一、〇九七、四〇〇円」に、「一、〇二二、八〇〇円」を「一、〇九七、四〇〇円」に、「一、八八八、二〇〇円」を「九三二、七〇〇円」に、「一、七三三、五〇〇円」を「七四八、五〇〇円」に、「一、五七六、五〇〇円」を「六〇四、七〇〇円」に、「一、五〇五、四〇〇円」を「五三〇、二〇〇円」に改め、同条第三項の表中「三、二〇四、四〇〇円」を「三、三六一、四〇〇円」に、「二、六五八、八〇〇円」を「二、七八九、一〇〇円」に、「二、二八〇、三〇〇円」を「二、三九二、〇〇〇円」に、「一、八七三、五〇〇円」を「一九六五、三〇〇円」に、「一、五〇三、二〇〇円」を「一、五七六、九〇〇円」に改める。

「一、七二二、七〇〇円」に、「一、三三四、六〇〇円」を、「一、三八九、五〇〇円」に、「一、〇七〇、四〇〇円」を、「一、一三三、八〇〇円」に、「九七四、三〇〇円」を、「一、〇三三、〇〇〇円」に、「八八八、二〇〇円」を、「九三三、七〇〇円」に、「七三三、五〇〇円」を、「七四八、五〇〇円」に、「五七六、五〇〇円」を、「六〇四、七〇〇円」に、「五〇五、四〇〇円」を、「五三〇、二〇〇円」に改め、同条第三項の表中「三、一〇四、四〇〇円」を、「三、三六一、四〇〇円」に、「二、六五八、八〇〇円」を、「二、七八九、一〇〇円」に、「二、一八〇、三〇〇円」を、「二、三九二、

第二十三条第一項第八号から第十号までは同条第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

第二十三条第一項第八号に掲げる遺族 一九四、三〇〇円

〇〇〇円」に、「一、八七三、五〇〇円」を、「一、九六五、三〇〇円」に、「一、五〇三、二〇〇円」を、「一、五七六、九〇〇円」に改め、第二十六条第一項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「百三十二万円」を「百三十八万円」に改め、第二十七条第一項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「三万二千六百円」を「三万七千三百円」に、「百三十二万円」を「百三十八万円」に、「百四万七千円」を「百九万四千円」に改め、同条第三項の表中「二五九、〇〇〇円」を「三一九、七〇〇円」に、

に、「二一六、六〇〇円」を「二二二、三〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「四万二千円」を「四万八千円」に、「三万二千六百円」を「三万七千三百円」に改める。

附則を次のように改める。

附則

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定を除く。）及び第三条の規定（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定を除く。）は、同年十月一日から施行する。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十八年

第一類第七号 社会労働委員会議録第六号 昭和五十八年三月二十四日

度約四十六億千六百万円の見込みである。

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 援護（第四条—第四十三条）
- 第三章 不服申立て（第四十四条—第四十八条）
- 第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所（第四十九条—第五十条）
- 第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会（第五十一条—第五十四条）
- 第六章 雑則（第五十五条—第五十八条）
- 第七章 罰則（第五十九条—第六十条）
- 附則
- 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

（被爆者援護手帳）

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ）に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（援護の種類）

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

第二章 援護

（健康診断の実施）

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 医療手当の支給

五 介護手当の支給

六 被爆者年金の支給

七 特別給付金の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無償取扱い

（健康診断）

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

（医療の給付）

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

四 病院又は診療所への収容

五 看護
六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。
（認定）

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めると

ころにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。
（診療方針及び診療報酬）

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。
（診療報酬の審査及び支払）

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第九十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和二十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員

をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。
（医療費の支給）

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療費の支給）

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療

機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第九十号）若しくは日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付として行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、

当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に関し必要がある場合について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)
第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)
第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)
第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)
第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないこと)が明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十萬円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)
第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十万二千二百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十万二千二百円を超え、五百七十九万三千五百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならぬ。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)
第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

2 前項第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る。)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)
第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和五十九年一月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)
第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により恩給法(大正十一年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)
第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自

己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に對し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行つた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第二十九条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)
第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配

偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和五十九年一月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)
第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和五十九年一月一日前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

二 子(昭和五十九年一月一日(死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。)において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(昭和五十九年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(昭和五十九年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

(特別給付金の額及び記名国債の交付)
第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)
第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五條第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金、同法第三十九条の二に規定する遺族一時金その他特別給付金に相當する給付を受けた、又は受けることができる者がある場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を越えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四条 第二十七條第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)
第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき十五万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)
第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによつて当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくして療養に關する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合

には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができ

2 前項の規定により乗車又は乗船することができるときは、必要事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとす

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)
第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利の保護)
第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合、この限りでない。

(公課の禁止)
第四十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十二条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)
第四十二条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(子又は孫に対する適用等)
第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。

第三章 不服申立て
(異議申立期間)
第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)

第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分については、不服申立てに対する決定をするに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)
第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)
第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)
第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所
(原子爆弾被爆者保護施設)
第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)
第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)
第五十一条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)
第五十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)
第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

(政令への委任)
第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則
(放射線影響研究所に対する助成)
第五十五条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)
第五十六条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところによ

り、その者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十七條 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第五十八條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十九條 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十條 第八條第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五條第三項(第十六條第六項において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間問に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)

(経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三條の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三條の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者とみなす。

第四條 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三條第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三條第一項の規定によりなされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

第五條 旧被爆者医療法第四條の規定により行つた健康診断に關する記録の保存については、なお従前の例による。

第六條 この法律施行の際現に旧被爆者医療法第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七條 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十條第一項又は第十七條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七條第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に關しては、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行前に附則第二條の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料

に關しては、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三條 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和五十八年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(調査)

第十四條 厚生大臣は、速やかに、第二條各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十五條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第

号)第十三條第三項(第十六條第六項において準用する場合を含む。)」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二條第四項若しくは第十四條の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三條第四項(第十六條第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七條第一項又は第十四條の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項に規定する医療機関に對する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」の定めるところにより、「を」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第 号)」の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに」に改める。

第九條第三号を次のように改める。

三 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九條第三号の二を削る。

第十五條中「検疫所」を「国立原子爆弾被爆者保護施設」に改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

(国立原子爆弾被爆者保護施設)

第二十條の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この

項において同じ。を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者等援護審議会」と改める。

厚生大臣の諮問に依りて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

(精神衛生法の一部改正)

第十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の下に」又は「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の下に」又は「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)」を加える。

第三十五条第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の下に」及び「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。
七 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)に基づき年金たる給付
第七條第二項第四号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)に基づき障害年金」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)に基づき障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)に基づき被爆者年金」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律

第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)に基づき年金たる給付
(老人保健法の一部改正)

第二十七条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

(被爆者一般疾病医療費の負担の特例)
第五十条の二 国は、前二条の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第号)第十六條第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

理由

原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五十億円の見込みである。

昭和五十八年三月三十一日印刷

昭和五十八年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局